

平成 30 年度
EU の GI 監視スキーム等実態調査
委託事業
事業成果報告書

2020年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

1	調査の概要.....	1
1.1	調査の背景・目的	1
1.2	調査の内容.....	1
1.3	調査の方法.....	4
1.4	調査結果の概要	5
2	EU加盟国の GI 監視スキーム等の実態調査	13
2.1	はじめに	13
2.2	EU.....	15
2.3	イタリア.....	23
2.4	フランス	31
2.5	スペイン.....	38
2.6	ドイツ	46
2.7	イギリス.....	53
2.8	オランダ.....	60

1 調査の概要

1.1 調査の背景・目的

政府は2013年に発表した日本再興戦略の中で農林水産業を成長分野として位置づけ、2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円という政府目標を掲げた。輸出強化に取り組んできた結果、当時4,500億円だった輸出額は年々上昇して2018年には9,068億円¹となり、目標の実現は射程内である。

さらに2014年には特定農林水産物等の名称の保護に関する法律が成立し（2015年施行）、生産地の特性と製品の品質が結びついた製品の名称を知的財産として保護する地理的表示保護制度（GI）が導入された。2020年2月現在、89の製品がGIとして登録されている²。

2019年2月には日本と欧州連合（European Union: EU）の経済連携協定が発効された。同協定では、GIについて相互に高いレベルで保護することとされ、日本側の48のGI製品とEU側の71のGI農産物・食品をそれぞれの法制度により保護することとなった。

本調査は、経済連携協定の締結を背景として、日本のGI製品のEU域内への輸出拡大につなげるため、EU域内において我が国のGI製品の模倣品が発見された場合に生産者団体等がとり得る措置を調査・整理する目的で実施した。

1.2 調査の内容

1.2.1 EU加盟国のGI監視スキーム実態調査

(1) 調査対象国

本調査の対象国は、EU加盟国において日本の農林水産物等の主要輸出入国であることに加え、GIの登録数が多いこと、消費市場としてある程度の人口規模があることを考慮して、イタリア、フランス、スペイン、ドイツ、イギリス、オランダの6か国を選定した。なお、イギリスは2020年1月31日にEUから離脱したが、調査開始当時はEUに加盟していたこと、経済連携協定の下で相互に保護すべきGI製品にはイギリスの製品が含まれていることから調査対象とした。

1 農林水産物輸出概況2018年（平成30年）平成31年3月27日

2 農林水産省ホームページ。なお登録番号27号（西尾の抹茶）は登録削除。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

表 1-1 調査対象国

	国名	選定理由
1	イタリア	- 農林水産品輸入実績EU第1位（2018） - GIの登録数第1位 - 人口EU第4位
2	フランス	- 農林水産品輸入、輸出実績ともにEU第2位（2018） - GIの登録数第2位 - 人口EU第2位
3	スペイン	- 農林水産品輸入実績EU第3位（2018） - GIの登録数第3位 - 人口EU第5位
4	ドイツ	- 日本の農林水産品輸出実績EU第3位（2018） - GIの登録数第6位 - 人口EU最大
5	イギリス	- 日本の農林水産品輸出実績EU第4位（2018） - GIの登録数第7位 - 人口EU第3位 - EPAにおいて日本が保護すべき製品にはイギリスの製品も複数含まれるため、EUから離脱しても関係は残る
6	オランダ	- 日本の農林水産品輸出実績EU第1位（2018） - GI登録は少ないが（16位）、GI制度が進んでいる国と比較する参考になる

※情報は2019年5月時点（イギリスのEU離脱前）

2018年農林水産物輸出入概況（平成31年3月27日）

European Commission, DOORデータベース※農産物・食品, Status Registered

<http://ec.europa.eu/agriculture/quality/door/list.html> 2019.5.28アクセス（2020年3月現在では新たなデータベースeAmbrosiaへ移行している。）

（2）調査項目

上記6か国のGI制度及び関連制度の全容並びにGI監視スキームについて調査し、実態の把握に努めた。具体的な調査事項は、以下の通りである。

- i）当該国におけるGI制度の概要
- ii）GI監視スキーム
- iii）GI侵害の紛争事例
- iv）対抗手段（行政手続及び司法手続）
- v）GI関連諸制度
- vi）日本のGI製品の侵害事例

（3）調査のスコープ

GI監視スキームには、生産段階の監視（GIを取得した生産者団体が規定どおりに製品を生産しているか）と、市場における名称の不正利用の監視（第三者がGIを不正に利用して製品を販売していないか）の大きく2つがある。本事業はEU域内の市場において日本のGI製品の模倣品が発見さ

れた場合を想定してその対応策を整理する趣旨であるため、監視スキームの后者である市場監視を想定して調査を行った。

また、日本のGI名称に類似した商標登録申請に関する国内外の監視は、本調査とは別に実施されているため³、本調査の対象外である。

調査の実施期間は、2019年5月9日から2020年3月19日である。

1.2.2 検討会の設置及び開催

調査事項や今後の対応方針等を審議するため知的財産の専門家3名及び農振水産省食料産業局知的財産課をオブザーバとする検討会を設置した。検討会の委員は以下の通りである。

- ・ 正林真之 正林国際特許事務所 所長
- ・ 竹下洋史 竹下総合法律事務所 弁護士
- ・ 外村玲子 中村合同特許法律事務所 弁護士

検討会は調査期間中に3回開催した。各会の内容は以下の通りである。

表 1-2 検討会の内容

回	日程	内容	配布資料
1	2019年6月12日（火） 10:30～12:00 NTTデータ経営研究所	調査の概要説明 調査対象国の検討 調査項目の検討	資料1-1 出席者名簿 資料1-2 調査の概要
2	2019年9月5日（木） 15:00～16:30 NTTデータ経営研究所	文献調査の結果報告 現地調査の方針の検討	資料2-1 出席者名簿 資料2-2 中間報告 資料2-3 第1回検討会議事要旨
3	2020年1月15日（水） 10:30～12:00 NTTデータ経営研究所	現地調査の成果報告 最終報告書案の検討	資料3-1 出席者名簿 資料3-2 調査進捗報告 資料3-3 第2回検討会議事概要 資料3-4 現地調査報告 資料3-5 報告書（案）

3 農林水産知的財産保護コンソーシアムhttps://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_conso/

1.3 調査の方法

調査は、文献調査、現地ヒアリング調査、現地法律事務所への再委託による情報収集の3つの方法で行った。

(1) 文献調査

前掲した調査項目について、インターネット検索を行い国内外の既存の調査レポート、オンライン記事等に基づく情報収集を実施した。

(2) 現地調査

各国当局、GI関係団体、法律事務所等へのヒアリング調査を実施した。イタリア、フランス（2019年11月18日～22日）、スペイン、ドイツ（2019年11月4日～8日）の4カ国を対象として、現地調査を実施した。訪問した機関及び問い合わせ対しメール等で回答を得た協力機関は以下の通りである。現地調査の記録は、巻末の参考資料として添付する。

表 1-3 訪問機関及び協力機関

機関カテゴリ	GI当局	関連団体	法律事務所
調査項目	・対応窓口確認 ・監視手法 ・侵害事例の詳細	・侵害事例の詳細 ・監視手法	・動向 ・事例詳細
イタリア	農業食品森林政策省 (MiPAF) 農産加工品・品質保護・不正防止中央監査機関 (ICQRF)	パルミジャーノ・レッジャーノ・コンソーシアム	Jacobacci & Partners※
フランス	競争政策局 (DGCCRF)	—	Plasseraud IP
スペイン	農業漁業食料環境省 (MAPAMA) 有機農業・差別化品質総局 (SGCDAE)	ハモン・セラーノ・コンソーシアム※	Elzaburu
ドイツ	連邦司法消費者保護省 (BMJV) DepIIB※	—	Hoffmann Eitle ※再委託

※メール回答

(3) 再委託

調査国の知財を専門に取り扱う法律事務所（Hoffmann Eitle Patent-und Rechtsanwälte PartmbB 在ミュンヘン）に、ドイツ及びイギリスにおけるGI侵害に関する情報収集を再委託した。

1.4 調査結果の概要

(1) GI制度の概要

GI制度は、その土地と結びついた高品質な農産物や食品の名称を保護する制度である。欧州各国には特にワインにおいて独自のGI制度が早くから存在したが、1992年にEU規則が制定され、EU共通の制度となった。EUのGI制度は、製品と土地の結びつきの強さにより、原産地呼称保護（英 Protected designation of origin : PDO）と地理的表示保護（英 Protected geographical indication : PGI）の2つがある。PDOはすべての生産工程をその土地で行うもの、PGIは生産工程の一部をその土地で行うものである。

表 1-4 EUのGI制度の概要

	原産地呼称保護 PDO	地理的表示保護 PGI	
概要	製品の特徴が生産された地域と強く結びつくもの	製品の品質、評価、その他の特徴が特定の地域と結びつくもの	
製品	食品、農産物、ワイン	食品、農産物、ワイン	蒸留酒、香味付けワイン
仕様	生産、加工、調整のすべての工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のブドウは100%地元産	生産、加工、調整の1つ以上の工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のブドウは85%以上が地元産	蒸留や熟成の1つ以上の工程をその土地で行う ただし、原材料は地元産である必要はない
事例	カラマタ・オリーブオイル（ギリシャ）	ヴェストフェーリッシャー・クノッヘンシンケン・ハム（ドイツ）	スコッチウイスキー（スコットランド）
ラベル			
ラベル添付	食品、農産物は義務 ワインは任意	食品、農産物は義務 ワインは任意	任意

<https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/food-safety-and-quality/certification/quality-labels/quality-schemes-explained#latest>

EUのGI制度は、品目別の4つのEU規則（Regulation）に規定されている。

- 農産品及び食料品：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012
- ぶどう酒：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 1308/2013
- 蒸留酒：欧州議会及び閣僚理事会規則（EC）No.110/2008
- 香味付けぶどう酒産品：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 251/2014

GI規則は加盟国の国内立法を必要とせず、直接的な法的拘束力がある。EU規則に整合しない各国の制度に対しては欧州委員会が修正、廃止を要求する。すなわち、加盟国は独自のGI制度を持ってないしくみである。

欧州委員会が違反の是正を求める手続きは、3段階に定義されている。

- 第1段階：欧州委員会より該当する政府当局に対して是正を求めて通知する（例：2018年1月、欧州委員会はブルガリアに対し、EU制度と異なる国内のGI制度の廃止を求めて通知⁴）
- 第2段階：第一段階の手続きで解決しなかった場合、より強い効力のある意見書（a reasoned opinion）を通知する。通知を受けた政府当局は、2ヶ月以内に欧州委員会へ回答義務がある
- 第3段階：意見書への回答次第では、欧州司法裁判所において審議する

（2） GI監視スキーム

EU規則は、加盟国政府がGIの監視責任を持つとしているが、具体的な取り締まり方法には言及していない。監視手法は加盟国の裁量に委ねられている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 加盟国は管理当局を指定すること、各国の管理当局は産品のコンプライアンスの検証及び名称利用の市場監視の責務を負う(EU規則 No.1151/2012第36条)• 名称利用の市場監視について、加盟国政府は管理当局（名称・住所）を欧州委員会に通知し、欧州委員会が公表すること、加盟国はリスク分析に基づきチェックを行い、違反を発見した場合には必要な措置をとること（同第38条） |
|---|

図 1-1 EU規則 No.1151/2012が定めるGI監視

調査対象国のGI監視体制は、以下の通りである。窓口が中央政府に集約されている国（伊、仏）と地方分権の進んだ国（西、独）がある。オランダでは乳製品や果実・野菜など、品目別に所掌が分かれている。イタリアでは行政当局のほか、GIの管理団体（コンソーシアム）も監視活動を行っている。

4 http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-19-462_en.htm?locale=FR

表 1-5 GI監視体制

国	イタリア	フランス	スペイン
市場監視 当局※	農業食品森林政策省 (MIPAAF) 農産加工品 品質保護・不正防止中央監 査機関 (ICQRF) 内の ・管理団体承認・証明・消費 者保護局 (VICO) ・MIPAAF-ICQRF内の農産 物食品詐欺防止エンフォース メント局 (PREF)	・国立原産品質研究所 (INAO) ・経済財政省競争政策 局 (DGCCRF)	・19の地方政府 ・農業漁業食料環境省 (MAPAMA) 有機農業・ 差別化品質総局 (SGCDAE)
その他	・各GIのコンソーシアム	—	—
国	ドイツ	イギリス	オランダ
市場管理 当局※	原則、州政府 一般に郡・市レベルが窓口と して指定され、EULIST※に は161機関が当局として列挙 される	中央政府 (DEFRA) と各地域 (スコットラン ド、ウェールズ、北アイル ランド) の取引基準サ ービス局	・食品消費者製品安全局 (NVWA) ・乳製品管理局 (COKZ) ・果実野菜管理局 (KCB)

※EU規則 No.1151/2012第38条に基づき、各国が欧州委員会にGI名称利用に関する市場監視当局を届出、欧州委員会が当局名、連絡先を公表

市場におけるGI監視は一般に食品検査の一環として実施されている。そのほかインターネット監視、警察 (EUPOL、INTERPOL) の模倣品対策キャンペーンへの協力等がある。独自の監視手法として、イタリアでは法的執行力を持つ監視員がコンソーシアムに所属して活動する制度がある。

表 1-6 GI監視の手法

国	イタリア	フランス	スペイン
監視 手法	・ICQRFによるサンプル検査、オンライン取引監視（事業者との合意により、ICQRFをGI権利所有者とみなしICQRFからの要請により侵害品を撤去） ・コンソーシアム/協会によるGI保護。一部のコンソーシアムは法的権限を持つ監視員（agenti vigilatori）を活用	DGCCRFによる監視（輸入、流通、卸売、インターネット、レストラン等）	・地方政府による小売店の監視 ・国内/EUIPOに申請された商標の監視 ・オンライン事業者と協力 ・治安警察のSEPRONA取り締まりキャンペーン ・EUROPOL、INTERPOLの模倣品対策オペレーションOPSONへの協力
国	ドイツ	イギリス	オランダ
監視 手法	州政府の食品モニタリング当局が州法に基づき実施	取引基準局による監視	NVWAによる監視（市場で農産物および食品のGIを監視するプログラムを2016年に開始したが、詳細は情報なし）

EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

(3) GI侵害の紛争事例

概して自国のGIの保護を国内外で主張する事例は数多くみられるものの、他国のGIを国内で保護したという事例は公知情報では得られにくかった。しかし法律事務所へのヒアリングによると、弁護士が違反者と交渉して解決する等、公知情報とならない侵害事例は少なからず発生している。

他国のGI製品の侵害が問題となった事例は、農産物ではイタリアのGI製品が最も多い。GI管理団体（コンソーシアム）がGI侵害を当局に報告し、当局が問題のある商品を撤去する、あるいはコンソーシアムが訴訟を提起する事例がある。

表 1-7 他国起源のGI侵害の紛争事例

国	イタリア	フランス	スペイン
行政による取り 締まり事例	-（他国のGIを国内で保護する事例は確認できず）	国際食品展示会SIALにおけるパルメザン、アジアゴ、ペコリノ・ロマノ等	ベジタリアン用パルミジャーノ
法的手続き（和解、訴訟）事例	バイエルンビール	ダーズリン	ロクフォール・チーズ
国	ドイツ	イギリス	オランダ
行政による取り 締まり事例	プロセッコワイン協定	トスカナ・オリーブオイル	-（事例は確認できず）
法的手続き（和解、訴訟）事例	パルメザン、バルサミコ酢、スコッチウイスキー、シャンパン	パルマハム	-（他国のGIを国内で保護する事例は確認できず）

※上記は問題が提起されたが、必ずしも侵害とはみなされなかった事例を含む。

イタリア)

バイエルンビール : http://europa.eu/rapid/press-release_CJE-09-58_en.htm
<https://www.hna.de/welt/bgh-urteil-hollaendisches-bier-darf-deutschland-nicht-bavaria-heissen-zr-3227016.html>

フランス)

SIAL : https://www.parmigiano-reggiano.it/en/news/2016/counterfeit_products_sial_paris_asiago_parmigiano.aspx

ダーズリン :

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/geoind/en/wipo_geo_lim_11/wipo_geo_lim_11_11.pdf

スペイン)

ベジタリアン用パルミジャーノ :
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/enforcement/en/wipo_ace_12/wipo_ace_12_10_ppt.pdf

ロクフォール : Elzaburu社ヒアリング

ドイツ)

プロセッコ : https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/observatory/documents/reports/Enforcement_of_GIs/Appendix_on_Good_Practices_in_National_Controls.pdf

パルメザン : https://www.parmigiano-reggiano.it/en/news/2008_3/bd3e3855e3024da8967d1edb6f4d5c57.aspx

バルサミコ酢 : <https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2019-12/cp190150en.pdf>

スコッチウイスキー : <https://www.spiegel.de/wirtschaft/service/whisky-aus-schwaben-verliert-namensstreit-um-glen-a-1252078.html>

シャンパン : <http://theconversation.com/prosecco-flavoured-pringles-did-festive-snack-break-eu-law-125858>

イギリス)

パルマハム : <https://www.dailymail.co.uk/news/article-181559/Asda-loses-battle-Parma-ham.html>

トスカナ・オリーブオイル : <https://www.gov.uk/government/publications/harrods-extra-virgin-olive-oil>

(4) 対抗手段

各国におけるGI侵害の対抗手段の概要について、行政ルート及び法律事務所等を介する民間ルートにわけて次の表に示す。イタリア、フランスは中央集権的なGI監視体制であることから行政ルートでの対抗が期待できるが、ドイツやオランダでは行政による取り締まりの事例は確認できず、民間ルートでの対抗手段が一般的と想定される。なお、イタリアではコンソーシウムが雇用する監視員（※民間人）が自社のGI商品に関して、違反が疑われる者に対して書類の提示要求や侵害品の差し押さ等、ICQRFとほぼ同様の権限をもって対応する。

相互保護の歴史の長いEU域内では侵害への対応も確立されているが、日本の場合は知財保護協定が新たに結ばれたばかりで日本のGI製品に関する侵害の基準が確立されていない。そのためイタリアやフランスであっても民間ルートでの対抗が必要になる可能性がある。

なお、法律事務所へのヒアリングによると、GIの侵害を発見した関係者から依頼を受けて弁護士が違反者へ改善を求める警告状を送付して解決するケースは多い。

表 1-8 対抗手段

国	イタリア	フランス	スペイン
行政手続き	ICQRFが対応（押収、捜査権有り） ※国内ではコンソーシアムの監視員も押収、書類要求権限あり	INAOかDGCCRFが対応	原則、州当局が対応。オンラインでの侵害はMAPAMAが対応
民間の法的手続き	成分検査，商標権が関係する複雑なケース	商標権が伴う場合は法律事務所への相談が一般的	法律事務所への対応依頼も一般的
国	ドイツ	イギリス	オランダ
行政手続き	窓口は郡レベルで指定されている。取り締まり事例の確認できず	DEFRA及び地方政府が窓口となり、各地の取引基準局が現場対応	3つの機関が対応。取り締まり事例確認できず
民間の法的手続き	法律事務所に相談するのが一般的と想定される	行政ルートと並行して法律事務所に対応を依頼することも可能	法律事務所に相談するのが一般的と想定される

（５） GI関連諸制度

本書1.4 （１）GI制度の概要に前述した通り、EU加盟国は独自のGI制度は持てない仕組みとなっている。GI関連の制度としては、欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012は、農産物及び食料品についてGIを定めるとともに伝統的特産品保証（Traditional Speciality Guaranteed:TSG）を定めている。TSGはGIと異なり生産地と製品の結びつきはないものの、伝統的な生産方法や成分による食品・農産物を登録して認証する制度である。GIと同じく登録品にはラベルの添付が義務付けられている。

TSGの登録はEU全体で62件（2019年12月31日登録済）と、GI登録の5%程度である。最も多いのはポーランド、次いでブルガリア、ベルギーが同件数で続く。GI登録は南ヨーロッパ諸国が多いのに比べて、TSG登録は中央ヨーロッパ諸国が多い傾向がある。調査対象国6か国のTSG登録は0～4件と少ない。

なお、スペインのTSGであるハモン・セラーノ・コンソーシアムへ侵害事例の有無を問い合わせたところ、EU域外で問題事例が発生したことがあるが、知財保護協定がなく解決できなかったとのことである。またTSGで保護されるのはレシピであり、侵害の立証が難しいとのことである。

表 1-9 GI制度及びTSG

	原産地呼称保護 PDO	地理的表示保護 PGI	伝統的特産品保証 TSG
概要	製品の特徴が生産された地域と強く結びつくもの	製品の品質、評価、その他の特徴が特定の地域と結びつくもの	伝統的な生産方法、成分によるもの
仕様	生産、加工、調整のすべての工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のブドウは100%地元産	生産、加工、調整の1つ以上の工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のブドウは85%以上が地元産 蒸留、香味付けワインの場合、原材料は地元産である必要はない	伝統的とは30年以上を指す
製品	食品、農産物、ワイン	食品、農産物、ワイン、香味付けワイン、蒸留酒	食品、農産物
事例	カラマタ・オリーブオイル（ギリシャ）	ヴェストフェーリッシャー・クノッヘンシンケン・ハム（ドイツ）	ハモン・セラーノ（スペイン）
ラベル			
ラベル 添付	農産物、食品：義務 ワイン：任意	農産物、食品：義務 ワイン、蒸留酒：任意	義務

https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/food-safety-and-quality/certification/quality-labels/quality-schemes-explained_en

表 1-10 TSGの登録数

国名	TSG 登録件数
イタリア	2
フランス	1
スペイン	4
ドイツ	0
イギリス	4
オランダ	4

EU eAmbrosiaデータベース 2019年12月31日登録済

(6) 日本の GI産品の侵害事例

公知情報及び現地（イタリア、フランス、スペイン、ドイツ）の小売店舗で日本のGI産品の侵害事例を調査した。その結果、日本産でないものの日本産を装う商品は見受けられたが、GI侵害といえる事例はなかった。

なお、日本とのEPAに基づき欧州の当局は日本のGI産品が侵害された場合に対応する必要があるものの、そもそも日本のGI産品を知らない職員がGI侵害を発見し、侵害されていることを判断することは困難である。今後、日本のGI産品が海外に輸出展開していく際には、日本のGIマークのほか、産品ごとのロゴ等、言語に依存しない識別方法を工夫することも一案である。

本調査の結果を調査報告書としてまとめている。内容を次項に示す。

2 EU加盟国の GI 監視スキーム等の実態調査

2.1 はじめに

2.1.1 背景

地域には伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性がその品質等の特性に結びついている産品が多く存在する。これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し保護する制度が2015年から始まった**地理的表示（GI）保護制度**である。GI保護制度は欧州で長い歴史があり、欧州連合（EU）は1992年に原産地名称保護制度を制定し、域内でのGIを保護している。

日本のGI保護制度は、国内では政府がその権利を保護することを定めている。一方、海外でもGIを含む知的財産の侵害は起こっている。日本のGIや地名に関係する商標を第三者が海外において出願（冒認出願）を行っている事例や、海外で日本のGI産品や日本ブランドの模倣品が販売される事例が確認されている⁵。

このような中で、2019年2月1日に日本と欧州連合の経済連携協定が発効された。地理的表示について相互に高いレベルで保護されることになり、日本側の48のGI産品とEU側の71のGI産品はそれぞれの法制度により保護されることとなった。

2.1.2 本書の目的

そこで本調査はEU主要国のGI監視の実態を調査し、EU域内で日本のGI産品の模倣品が発見された場合に生産者団体等がとりうる措置を整理した。調査はGIに積極的な国や農林水産分野において日本と関係が深い国6カ国を対象とした。文献調査、現地調査、現地法律事務所への再委託を通じた情報収集を行い、検討会での討議を経て成果を本書にまとめている。

本書はGI産品の生産、販売にかかわる方、特に外国への輸出を行っている、またはこれから輸出を検討されている方を対象としている。EU主要国において外国のGIの侵害がいかに解決されているかを紹介し、日本の農林産物・食品の輸出拡大の一助となることを願うものである。



⁵ 農林水産省平成30年度国内外における地理的表示(GI)の保護に関する活動レポート
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/attach/pdf/index-8.pdf

2.1.3 調査結果の概要

EU及び調査対象国のGI監視スキームの概要を以下にまとめる。なお、イギリスは調査開始当初EU加盟国であったが、2020年1月31日にEUを離脱した。イギリスに関する本書の情報は2020年12月31日まで有効である。

調査対象国・地域名	GI登録件数	GI侵害の通報窓口	GI監視スキームの特徴
EU	PDO: 640 PGI : 756	EU加盟国の当局が参加する情報交換ネットワーク（FFN-AAC）	・ 欧州委員会による各国の GI 制度と EU 制度との整合性の監視 ・ 欧州司法裁判所による司法判断 ・ EU 税関による模倣品を監視・差し押さえ
イタリア	PDO:167 PGI : 130	農業食品森林政策省（MIPAAF）の農産加工品品質保護・不正防止中央監査機関（ICQRF）	強い中央集権 監視員制度
フランス	PDO:105 PGI : 144	・ 経済財政省の DGCCRF ・ 国立原産品質研究所（INAO）	中央集権 （国内・国外で別担当）
スペイン	PDO:102 PGI : 90	原則、州政府 あるいは農業漁業食料環境省（MAPAMA）の有機農業・差別化品質総局（SGCDAE）	地方分権
ドイツ	PDO:12 PGI : 79	原則、州政府 一般には郡・市レベルが窓口として指定	強い地方分権
イギリス	PDO:27 PGI : 42	・ 農産物食品、蒸留酒：環境食品地域省（DEFRA）他、各地方政府及び取引基準局 ・ ワイン：食品基準局（FSA）及び内国歳入庁（HMRC）	地方分権 品目別管理
オランダ	PDO:6 PGI : 5	・ 農産物：食品消費者製品安全局（NVWA） ・ 乳製品管理局（COKZ） ・ 果実野菜管理局（KCB）	中央集権 品目別管理

登録件数：2019年12月31日登録済

2.2 EU

2.2.1 概要

GI制度は、その土地と結びついた高品質な農産物や食品の名称を保護する制度である。欧州各国には、特にワインにおいて独自のGI制度が早くから存在したが、1992年にEU規則⁶が制定され、EU加盟国に共通の制度となった。今日では、農産品及び食品、ワイン、蒸留酒、香味付けワインの4つのカテゴリにそれぞれEU規則が定められている⁷。

EUのGI制度は、製品と土地の結びつきの強さにより、原産地呼称保護（英Protected designation of origin : PDO）と地理的表示保護（英Protected geographical indication : PGI）の2つがある。PDOはすべての生産工程をその土地で行うもの、PGIは生産工程の一部をその土地で行うものである。

EUのGI制度

	原産地呼称保護 PDO	地理的表示保護 PGI	
概要	製品の特徴が生産された地域と強く結びつくもの	製品の品質、評価、その他の特徴が特定の地域と結びつくもの	
製品	食品、農産物、ワイン	食品、農産物、ワイン	蒸留酒、香味付けワイン
仕様	生産、加工、調整のすべての工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のブドウは100%地元産	生産、加工、調整の1つ以上の工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のブドウは85%以上が地元産	蒸留や熟成の1つ以上の工程をその土地で行う ただし、原材料は地元産である必要はない
事例	カラマタ・オリーブオイル（ギリシャ）	ヴェストフェーリッシャー・クノッヘンシンケン・ハム（ドイツ）	スコッチウイスキー（スコットランド）
ラベル			
ラベル 添付	食品、農産物は義務 ワインは任意	食品、農産物は義務 ワインは任意	任意

<https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/food-safety-and-quality/certification/quality-labels/quality-schemes-explained#latest>

⁶ 農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則第2081/92号1992年7月14日 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A31992R2081>

⁷ 農産物及び食品：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012

ワイン：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 1308/2013

香味付けワイン：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 251/2014

蒸留酒：欧州議会及び閣僚理事会規則（EC）No.110/2008

2019年12月31日現在、PDOは642件、PGIは756件が登録されている。国別の登録件数をみると、最も多いのがイタリア、次いでフランス、スペインと南ヨーロッパが続き、これら上位3カ国で全体の5割以上を占める。

農産物・食品におけるEUのGI登録件数 国別

国名	PDO	PGI	総計
イタリア	167	130	297
フランス	105	144	249
スペイン	102	90	192
ポルトガル	64	74	138
ギリシャ	76	31	107
ドイツ	12	79	91
イギリス	27	42	69
ポーランド	8	23	31
チェコ共和国	6	23	29
クロアチア	12	11	23
スロベニア	8	13	21
オーストリア	10	5	15
ベルギー	4	11	15
ハンガリー	6	8	14
スロバキア	2	10	12
オランダ	6	5	11
中国	4	6	10
デンマーク		8	8
フィンランド	5	2	7
リトアニア	1	6	7
ルーマニア	1	6	7
アイルランド	3	4	7
スウェーデン	3	3	6
キプロス	1	4	5
タイ		4	4
ルクセンブルグ	2	2	4
ブルガリア	1	2	3
ラトビア	1	2	3
トルコ	2	1	3
ノルウェー		2	2
アンドラ		1	1
カンボジア		1	1
コロンビア		1	1
ドミニカ共和国	1		1
インド		1	1
インドネシア		1	1
マルチカントリー	1		1
ベトナム	1		1
総計	642	756	1398

(EU eAmbrosiaデータベース、2019年12月31日時点登録済)

品目別の登録件数をみると、最も多いのが果物・野菜・穀類次いでチーズ、肉製品、肉、油・油脂である。品目によって特徴があり、チーズや油・油脂では、PDOの登録件数がPGI登録件数を大きく上回り、肉製品や肉ではその逆である。これは原材料（肉の場合は飼料）が地元で調達し易いかどうかの影響すると思われる。

農産物・食品におけるEUのGI登録件数 品目別

品目	PDO	PGI	総計
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	156	234	390
Class 1.3. チーズ	190	49	239
Class 1.2. 肉製品	37	143	180
Class 1.1. 肉	43	122	165
Class 1.5. 油、油脂	116	19	135
Class 2.4. パン、菓子類	4	77	81
Class 1.8. その他（スパイス等）	39	27	66
Class 1.7. 水産物	14	36	50
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	35	12	47
Class 2.1. ビール		21	21
Class 2.7. パスタ		10	10
Class 3.2. 精油	3	1	4
Class 3.5. 花き、植物		3	3
Class 2.5. 天然ゴム、樹脂	2		2
Class 2.6. マスタードペースト		2	2
Class 3.1. 干し草	1		1
Class 3.4. コチニール（昆虫由来の色素）	1		1
Class 3.6. ウール	1		1
総計	642	756	1398

（EU eAmbrosiaデータベース、2019年12月31日登録済）

2.2.2 GI監視スキーム

農産物・食品についてのEU規則（欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012）によると、加盟国政府がGIの監視責任を持つとされている。

- EC 規則 No.882/2004※に則り、加盟国は管理当局を指定すること、各国の管理当局は製品のコンプライアンスの検証及び名称利用の市場監視の責務を負うこと(EU 規則 No.1151/2012 第 36 条)
- 名称利用の市場監視について、加盟国政府は管理当局（名称・住所）を欧州委員会に通知し、欧州委員会が公表すること、加盟国はリスク分析に基づきチェックを行い、違反を発見した場合には必要な措置をとること（同第 38 条）

名称利用の市場監視について、各国における当局の名称や連絡先の情報は、欧州委員会がまとめてホームページで公表している⁸。これを見ると、1つの機関が管理する集約型の国が多いが、複数の機関が管理する分散型の国もある。分散型管理体制の国は、主に州政府が管理当局となっているが、ドイツでは郡レベルが管理当局に指定されており、その数は160以上に上る。

EU各国の管理当局の数

国	管理当局の数	国	管理当局の数
オーストリア	9	イタリア	3
ベルギー	1	ラトビア	1
ブルガリア	1	リトアニア	1
クロアチア	3	ルクセンブルグ	1
キプロス	1	マルタ	1
チェコ共和国	3	オランダ	3
デンマーク	1	ポーランド	1
エストニア	1	ポルトガル	4
フィンランド	2	ルーマニア	1
フランス	2	スロバキア	1
ドイツ	161	スロベニア	1
ギリシャ	1	スペイン	19
ハンガリー	1	スウェーデン	1
アイルランド	1	イギリス	5

※イタリアは1つの省内の総局レベルをカウント

（2018年5月現在）

[https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf)

[fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf)

⁸ [https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf)

[fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf)

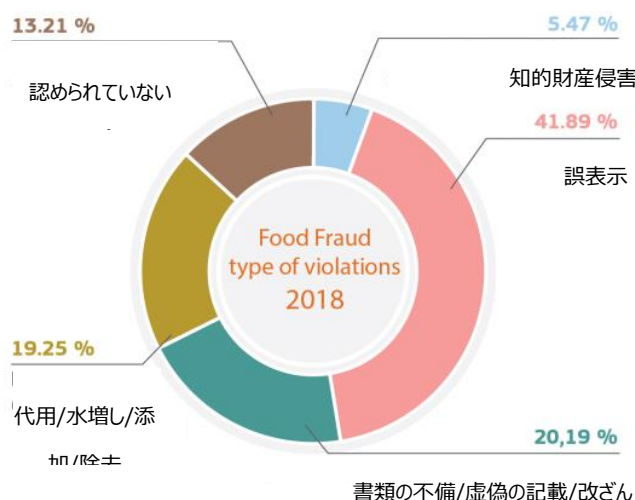
欧州委員会の役割

EUのGI監視責任は各国の管理当局にあるが、欧州委員会にはEUの制度全体を監視する役割がある。GI制度はEU規則に定められており、EU規則は加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国に直接的な法的拘束力がある。欧州委員会は、EU規則に整合しない各国独自の制度に対して修正や廃止を要求してEU共通の制度を維持している。この手続きは以下の3段階で進められる。一例として、欧州委員会は2018年からブルガリア政府に対して国内のGI制度の廃止を求めており、現在第2段階の手続きに入っている⁹。

- ・ 第1段階：是正を求める通知の送付
- ・ 第2段階：改善されない場合、2か月以内に回答義務がある意見書の送付
- ・ 第3段階：改善されない場合、欧州裁判所での審議

EU域内の情報交換ネットワークAAC

食品偽装に関連して2013年からEU加盟国間の情報連携をはかるEU Food Fraud Network（FFN）が開始されている。各国の窓口の連絡先を共有し、EUの農業食品規制の国境を越えた違反に対して自発的に協力していこうという仕組みである。欧州委員会は、FFNに参加するメンバーが情報をやりとりするITシステムAdministrative Assistance and Cooperation system（AAC）を提供している。2018年度は1,153件の情報交換、234件の協力要請がAACを通じて行われ、このうち5.47%は知的財産の侵害であった¹⁰。



AACを通じて報告された案件の内訳（2018年）

The EU Food Fraud Network and the System for Administrative Assistance-Food Fraud
Annual Report 2018

⁹ http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-19-462_en.htm?locale=FR

¹⁰ https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_network_activity_report_2018.pdf

EU加盟国間の情報のやりとりはAACを通じて円滑に行われており、2018年にはスペイン産オリーブオイルの不正表示がイギリス当局より通報され、スペイン当局が対処している。

欧州司法裁判所の役割

欧州司法裁判所（European Court of Justice : ECJ）は、EUの法令の解釈や運用について審議する機関であり、EUにおける最高裁判所である。GI侵害に関する審議はまず各国の地方裁判所から開始されて最高裁判所へと進み、国内審議で解決されない場合は最終的に欧州司法裁判所で審議される。

「バルサミコ」問題

「モデナのバルサミコ酢（Aceto Balsamico di Modena）」は2009年にPDO及びPGIを取得したイタリアのモデナ地域で生産されるバルサミコ酢である。しかし、ドイツ企業のBalema社は「ドイツのバルサミコ（Deutscher Balsamico）」という名称でワイン酢を長らく生産販売していた。

「モデナのバルサミコ酢」を生産するコンソーシアムは、Balema社に対し、「ドイツのバルサミコ」はGIの侵害であり、名称の利用を辞めるよう警告状を通知。これに対してBalema社は名称を使用する権利があることの確認を求めてドイツの裁判所に宣言判決を提起。ドイツ連邦裁判所は、欧州司法裁判所に判断を委ねた。

2019年12月4日、欧州司法裁判所は、「モデナのバルサミコ酢」は保護されるべき名称であるが、この中の「酢」、「バルサミコ」、「バルサミコ酢」は一般名称であり、保護の対象ではないと判断した。欧州司法裁判所の判断は最終結審であり、「ドイツのバルサミコ」はこれからも販売できることになった。（ECJ C-432/18）

(<https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2019-12/cp190150en.pdf>)

EU税関の役割

各国の税関は、国境を通過する物品に模倣品がないかどうかを検査している。知的財産の所有者は、模倣品の流通を速やかに差し止めるため、税関に知的財産の保護をあらかじめ申請し警戒してもらうことができる（EU規則No.608/2013）。申請は無料、1年間有効、延長可能である。税関が模倣品を差し押さえた場合、その保管費用、税関がサンプルを申請者に提供するための費用、廃棄費用、必要な翻訳費用等については、申請者が負担する原則¹¹であるが、国により事情は異なるようである¹²。

知的財産の権利の及ぶ範囲によって、申請は国レベル、EUレベルの2つがあるが、EUのGI産品の生産者あるいはその代理人は、いずれの申請も可能である。2018年は（※GIに限らず）国レベルで2,570件、EUレベルで1,343件の申請があった¹³。

統計をみると、税関が介入するケースの98%は事前申請されていた品に関するものであり、申請しなければ税関は介入しにくいといえる。差し押さえられた物品は、タバコ、玩具、包装材が多い。その約90%は廃棄されたが、6.3%は権利者からの指示がなく商品の輸入先に引き渡されている。

GI産品の模倣については不明であるが、2018年度の食品関連の模倣品の差し押さえは73件で約167万点、小売価格にして約179万ユーロ（日本円で約2.2億円）であった。食品は中国からの模倣品が圧倒的に多い。

税関の模倣品差し押さえ実績（2018年）

カテゴリ		摘発件数	品数	真正品の小売価格 (ユーロ)
1a	食品	47	1,264,781	1,166,042
1b	アルコール飲料	9	46,579	200,218
1c	その他の飲料	17	354,036	422,079

European Commission (2019)

差し押さえ品の輸出地域（2018年）

カテゴリ		差し押さえ品の輸出地域 (品数ベース)		
1a	食品	中国 94.27%	香港 5.73%	
1b	アルコール飲料	北マケドニア 60.48%	モルドバ 24.46%	アルバニア 13.06%
1c	その他の飲料	トルコ 69.75%	中国 30.25%	

European Commission (2019)

¹¹ European Commission (2014) Customs enforcement of intellectual property rights in the EU. Manual for the completion of applications for action and extension request,

¹² 日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所（2018）「EU・欧州主要国における模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査」

¹³ European Commission (2019) Report on the EU customs enforcement of intellectual property rights: Results at the EU border, 2018.

～GIを守るために～

税関への申請制度

知的財産の所有者は、模倣品の流通を速やかに差し止めるため、税関に知的財産の保護をあらかじめ申請し警戒してもらうことができる（Application for Action）。

申請方法

EUのサイト（以下URL参照）から申請書式をダウンロードして記入し、必要書類を揃えて当局へ送る。

(https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/customs-controls/counterfeit-piracy-other-ipr-violations/defend-your-rights_en)

- ・申請様式（Application form for action）
 - ・記入方法のマニュアル（英語）
 - ・送付先の税関当局リスト（competent customs department）
- 等が上記のサイトより入手可能

注意事項

- ・申請は、紙媒体でも電子媒体でも可能
- ・申請先の税関が使用する言語で記入すること
- ・記入した申請様式のほか、申請者の資格を証明する書類（所有権利者の場合は権利登録書、使用権利者の場合は契約書等）が必要
- ・延長申請は、期限失効の少なくとも30日以前に行うこと

保護のしくみ

申請後、30日以内に税関から申請が承認されたかどうか連絡がある。保護は承認日から1年間有効である。

税関は、模倣品の疑いのある物品を発見すると、知的財産の権利者（保護申請者）と疑義のある商品の保有者（輸入先）の双方に連絡する。いずれの当事者も10日以内に税関に回答する。当事者の対応や侵害品の状況によって税関のとり措置は幾つかに分かれている：

- ・双方の合意の下、商品を廃棄処分する
- ・侵害が明らかで模倣品が少数の場合、商品の保有者の承諾の下、権利者の合意がなくても廃棄処分する
- ・権利者が税関に回答しない場合、商品の保有者に引き渡す 等

2.3 イタリア

2.3.1 概要¹⁴

人口は5,936万人（2017年）、面積は日本の約8割である。EUの主要農業大国で農業生産額はフランスに次ぐEU第2位、EU全体の13%を占める（2016年）。南北に長い国土のうち約7割が山岳・丘陵地であるが、山地も農用地として利用されている。北部は大陸性気候で雨が多く、灌漑が発達し、水稻、軟質小麦、酪農が中心である。南部は地中海性気候で特に夏季に雨が少ないことから、硬質小麦、オリーブ、柑橘等が栽培されている。なお、ワイン用ブドウは全国で広く栽培されている。主要農産物は、小麦、トマト、オリーブ、生乳、豚肉等である。



1980年代半ばに有機農業団体が設立されるなど有機農業が盛んであり、有機農用地面積は149ha、農用地面積の12%を占める（2015年）。

1 経営体当たりの平均経営面積は8.4ha（2013年）と小規模である。国内総生産に占める農林水産業の比率は1.9%（日本は1.1%）である。

農林水産業の地位（2017年） 単位：億USドル、%

	イタリア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	19,438	100.0	48,724	100.0
うち農林水産業	372	1.9	542	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からイタリアへの輸出額が3千万USドルであるのに対し、イタリアから日本への輸入額は約30億USドルと約100倍である（2018年）。日本の輸出上位品目はレシチン等¹⁵、真珠、植木等であり、イタリアからの輸入上位品目はタバコ、アルコール飲料、オリーブ油である。

¹⁴ イタリアの農林水産業概況、農林水産省2019

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-124.pdf

¹⁵ 食品添加物（乳化剤）や化粧品に使用される。

農林水産省貿易概況（2018年） 単位：百万US ドル

	輸出 (日本→イタリア)	輸入 (イタリア→日本)	日本の 収支
総額	4,702	11,428	▲6,727
農林水産物	31	2,989	▲2,958
農林水産物のシェア	0.7	26.2	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位5品目（2018年）

輸出：日本→イタリア（単位：百万USDollar%） 輸入：イタリア→日本（単位：百万USDollar%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
レシチン等	4	12.0	タバコ	1,915	64.1
真珠	3	8.7	アルコール飲料	207	6.9
植木等	2	6.1	オリーブ油	131	4.4
スープ・ブロス	2	5.8	ナチュラルチーズ	91	3.0
ソース混合調味料	2	5.0	トマト（調整品）	89	3.0
総額	31	100.0	総額	2,989	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、イタリア語でDenominazione di Origine Protetta（D.O.P）、地理的表示保護（PGI）はIndicazione Geografica Protetta（I.G.P）と呼ぶ。イタリアの農産物・食品のGI取得状況は、PDO167件（2019年12月31日時点、登録済み）、PGI 130件、合計297件となっており、EU第1位である。品目別をみると、PDOはチーズ、油・油脂、果物・野菜・穀類が多く、PGIは圧倒的に果物・野菜・穀類が多い。多くの産が店舗に並んでおり、イタリアの消費者にとって身近な存在である。

品目別GI登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	1	5
Class 1.2. 肉製品	21	22
Class 1.3. チーズ	50	2
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	5	-
Class 1.5. 油、油脂	42	4
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	36	76
Class 1.7. 水産物	2	3
Class 1.8. その他（スパイス等）	6	2
Class 2.4. パン、菓子類	3	11
Class 2.7. パスタ	-	5
Class 3.2. 精油	1	-
総数	167	130

EU eAmbrosiaデータベース、2019年12月31日時点登録済



北中部パルマ周辺のパルミジャーノ・レッジャーノ (PDO) とグラナパダーノ (PDO)



北東部ヴェネト州のリゾ・ナノ・ヴィアローネ・ヴェロナーゼ (PGI) と北西部ロンバルディア州のピッツォチェッリ・デッラ・ヴァルテリーナ (PGI)



北中部モデナのアチェート・バルサミコ・ディ・モデナ (PGI)



北西部ピエモンテ地方のノッキオラ・デル・ピエモンテ (PGI)

2.3.2 GI監視スキーム

2012年のEU規則（欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012）によってEU各国の当局はGI侵害に対して相互に迅速に対応する義務が定められた。イタリアでは農業食料森林政策省の農産加工品品質保護・不正防止中央監査機関（ICQRF）を中央機関とする体制が整備されている。

ICQRFは国内でのGI関連の法制度の整備やGI侵害の取り締まり、侵害報告の窓口業務を行うほか、侵害が疑われる製品の成分検査も実施する。EU各国当局及びEU域外の当局（米国の食品医薬品局FDA等）と連携し、さらに民間の大手電子商取引プラットフォーム事業者（Alibaba、Amazon、eBay）とも協定を結び、オンラインマーケットでGI侵害品が発見されると48時間以内に該当商品を撤去させる取り組みも行っている。

ICQRFには2つの主要な部門があり、1つは農業・食品詐欺防止及び対策局（PREF）、もう1つは生産者団体管理・認証及び消費者保護局（VICO）である。PREFは主にICQRFの地方事務所と研究所が実施する検査の監視と評価を担当し、VICOはGI製品の生産者団体の認証・管理や製品の検査を担当している。さらにICQRF直属の特別チーム（国内・海外での司法警察特別調査チーム、商品ラベルチーム等）がある。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業食料森林政策省 (Ministero delle Politiche Agricole Alimentari e Forestali — MIPAAF) 農産加工品品質保護・不正防止中央監査機関 (Ispettorato centrale della tutela della qualità e della repressione frodi dei prodotti agroalimentari — ICQRF)		
農業食品詐欺防止及び対策総局 (Direzione generale della prevenzione e contrasto alle frodi agroalimentari—PREF)	Via Quintino Sella, 42, Roma	Tel. + 39 646656662 / 635 Email: pref.segreteria@politicheagricole.it www.politicheagricole.it
生産者団体管理・認証及び消費者保護局 (Direzione generale per il riconoscimento degli organismi di controllo e certificazione e tutela del consumatore — VICO)	Via Quintino Sella, 42, Roma	Tel. +39 646656616 / 523 Email: vico.segreteria@politicheagricole.it www.politicheagricole.it

中央政府がEU規則 No.1151/2012第38条に基づくGI名称の市場監視当局でもある。

EU IPO (2017)¹⁶

¹⁶ EU IPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

イタリアのGI監視スキームは、GI侵害を取り締まる監視員制度が特徴である。ICQRFの監視員はGI侵害に対して裁判や一般的な行政手続きを経ずに罰則を科す権限（Ex Officio）があり、それを積極的に活用している。

GI侵害には、誤解を招く表示など注意あるいは撤去を求めるだけのケースと、ワインの不正な混ぜ物など犯罪につながるケースがある。前者の場合はICQRFの監視員は交通違反のように決められた段階の罰則（生産・販売差し止めや罰金）を科す。後者の場合はイタリア国内法に基づき捜査を行う。監視員は警察のように身分証明バッジを携帯・提示して捜査を行っている。

監視員にはICQRFの職員以外にも、GI産品ごとの生産者団体であるコンソーシアムの職員もいる。コンソーシアムの監視員はコンソーシアムに雇用されており、ICQRFを管轄するMIPAAFの講習を受けて認可を得たうえで活動にあたっている。国内の取り締まりにおいてはICQRFの監視員に近い権限を持ち、市場（店舗、オンラインマーケット）の監視、個人・企業への調査（法的書類のコピーの要求・検査）、GI侵害品の押収、ICQRFへの報告、侵害が疑われる製品サンプルのICQRFの研究所への送付などを行う。海外では、国内のように公的な権限はないものの、所属するコンソーシアムのGI産品についての市場（店舗、オンラインマーケット）監視や市販食品の成分情報を網羅したオンラインデータベースを利用した調査などを通じて、違反があればICQRFに対応を求める。イタリアやEU域外でのGI侵害にも目を光らせている。

ICQRFが行う取り締まりはGI産品が市場に出る前の生産段階を対象とする場合が多いが、コンソーシアムの監視員や一般市民からの報告に基づき、該当するGI産品の市場での取り締まりも行っている。2018年のレポートでは、ICQRFは世界で54,000件の取り締まりを行い、そのうち2,588件で罰金を科している¹⁷。

また、GI保護制度に関しては世界一と自負するICQRFでは、東欧などのEU諸国に市場監視等に関する訓練も行っている。

¹⁷ MIPAAF (2018) REPORT ICQRF 2018

2.3.3 GI侵害の事例

イタリアでは、イタリアのGIが侵害されたとして是正を求める事例は多数あるものの、他国のGI侵害に対応した事例は見当たらなかった。

「プロセッコ」味のチップス

「プロセッコ（Prosecco）」はイタリア北東部のヴェネト州とフリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州の9つの県で生産されるPDOスパークリングワインである。2018年、ヴェネト州などのスーパーマーケットでポテトチップス「Pringles プロセッコ&ピンクペッパーコーン味」が販売され、大きな問題となった。

プロセッコに関わる複数のコンソーシアムがこれを批判する声明を挙げただけでなく、MIPAAFの大臣が「地域アイデンティティの泥棒は許されない」と厳しい対応を求めた。地元ヴェネト州知事も当該商品に「NO!」の文字を重ねた画像をSNSに投稿して批判した。「Pringles」を販売するアメリカのケロッグ社は、「プロセッコの認証製品を調味料に使用し、パッケージの記述もPDOのガイドラインに従っていた」と説明したが、プロセッコのコンソーシアムは、プロセッコの名を商品名に使用できるのは当局に認証された機関だけであり、不適切な使用はプロセッコの品質と生産地域をプロモーションしようとする我々にとって不利益になる」と主張した。

イタリア当局は、違反の報告を受けてから1週間後にはヴェネト州の地元スーパーから商品の押収を完了した。この商品は2018年のホリデーシーズン限定品で在庫が尽きれば販売を終了するということもあり、この事件は訴訟には至らず収束した。

似たような例として、2012年にドイツのディスカウントチェーンAldiが販売していた「シャンパン味シャーベット」がある。これは訴訟となり、欧州裁判所は「製品がその本質的な特徴の一つとしてシャンパンに起因する味を取り入れている場合には、PDOを悪用して過度の利益を得たとは言えない」と判断している。欧州委員会のラベル表示に関するガイドラインでも、GI産品を使用する割合を示すこととされており、イタリア以外の国では特に問題視されず、商品の回収もなされないとの見方もある。

(<http://theconversation.com/prosecco-flavoured-pringles-did-festive-snack-break-eu-law-125858>)

英国で包装された「プロシュット・ディ・パルマ」

「パルマハム」として世界的に有名な「プロシュット・ディ・パルマ（Prosciutto di Parma）」は、パルマ近郊で作られる豚のもも肉の生ハムである。1997年、プロシュット・ディ・パルマ・コンソーシアムは、英国のスーパーマーケットチェーンAsdaで販売されているパルマ産のハムが英国でスライス・包装されているためイタリアの法律に反するとして、Asdaを英国の裁判所に提訴した。コンソーシアム側は、独立した検査担当者が監督し生産からスライス、包装まで行った製品を「パルマ・デューカル・クラウン」のロゴをつけて販売しており、Asdaはそのルールを守っていないと主張した。

Asda側は、ハムそのものはパルマ産であり、高級な総菜売り場では顧客の目の前でスライスすることもあり、イタリアの法律を英国で適用することはできないとして反論した。

この訴訟は英国裁判所から欧州裁判所に持ち込まれ、2002年、欧州裁判所の Advocate-General(※中立的立場で法廷にアドバイスを行う法律専門家)が、パルマのスライスハムは英国や他の場所でスライスされてもPDO製品の「商業的素材特性」の保護に影響を及ぼさないとの見方を示し、Asda側の勝訴かと思われた。

しかし、2003年5月、欧州裁判所はその見解を覆し、「プロシュット・ディ・パルマ」のPDOは明らかにハムを製造地域でスライスし包装することを要求していると指摘した。裁判官は、そのような状況はEU内の商品の自由な移動を妨げることを認めつつ、しかし、PDOを保護するための例外とした。ハムのスライスと包装は、「これらの要件が満たされない場合、PDOの品質と信頼性ひいては評判を損なう可能性がある重要な作業を構成する」と判断され、コンソーシアム側の勝訴となった。

(<https://www.dailymail.co.uk/news/article-181559/Asda-loses-battle-Parma-ham.html>)

2.3.4 対抗手段

イタリアでは中央機関であるICQRFの権限が極めて強くかつ集中しているため、GI侵害の多くはICQRFに報告して解決されている。

ただし、明らかなGI侵害ではなく製品の成分分析や商標権の判断が絡むような複雑な場合は、法律事務所を通じた手続きが進められることがある。また、日本のようにGI保護に関する協定が新たに結ばれたばかりの場合、当局は日本のGI製品の取り締まりを行ったことがなく、何が侵害になるかという基準が確立されていない。そのため民間ルートの手続きが必要になる可能性がある。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

【行政ルート】

イタリアは、中央政府のICQRFがGIを管理する中央集権の国。GIの侵害はICQRFへ連絡する。ICQRFの窓口は農業食品詐欺防止及び対策総局。

pref.segreteria@politicheagricole.it

メールのほか、電話や無料でダウンロードできるメッセージアプリwhatsappでも受け付けている。

【民間ルート】

法律事務所に対応を依頼するのは一般的ではないが、日本のGI製品の侵害は当局にとっても未知のケースであるため、民間に対応を依頼する可能性もありうる。法律事務所の選択は、インターネットで知的財産（特にGI、商標）を多く取り扱う弁護士を探したり、下記のような日本の組織に相談しても良い。

- 農林水産知的財産保護コンソーシアム（農林水産省海外知的財産保護・監視委託事業）：<http://mark-i.info/index.html>
- 弁護士知財ネット：<https://iplaw-net.com/>
- 日本弁理士会知的財産相談室：
https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/

連絡方法

ICQRF担当課にメールで連絡。決まった申請様式はないが、違反を示す写真があると良い。法律事務所の場合もメールにて連絡する。

保護のしくみ

【行政ルート】

ICQRFがGI侵害を発見あるいはGI侵害の報告を受けると、現地に赴き販売者あるいは製造者に製造に関する各書類等の提出を求める。生産者や販売者はこれに応じなければならない。違反が認められた場合、ICQRFが店頭から該当商品を撤去する。ICQRFは実際の店舗、オンラインマーケットを問わず、取り締まる。

【民間ルート】

複雑なケースでは、民間の法律事務所を通じた法的調査、交渉、訴訟が行われる。

2.3.5関連法令

イタリアのGI関連法令は以下の通りである。なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁レポート¹⁸に基づいている。

GI根拠法令

- Ministerial Decree of 14 October 2013 implementing Regulation (EU) No1151/2012 (※EU 規則 No1151/2012 の国内施行に関する省令)
- Law of 7 August 1986, No 462 (※ICQRF の権限)
- Law of 27 December 2006 No 296 (※GI 管理体制)
- Legislative Decree of 19 November 2004, No 297 (※農産物)
- Ministerial Decree of 1 December 2005 in application of Legislative Decree No 297/04 (※上記の 2004 年第 297 号法の施行規則)
- Legislative Decree of 8 April 2010, No 61 (※ワイン)
- Law of 12 December 2016 No 238 (※ワイン)
- Ministerial Decree No. 5195 of 13 May 2010 (※スピリッツ)

その他

- Italian Industrial Property Code (Italian Legislative Decree n. 30 of February 10, 2005 (産業財産法))
- Italian Civil Code 2598 条 (民法 不当競争法に基づく地理的表示保護の規定)
- Italian Criminal Code (刑法)

¹⁸ EUIPO (2017)Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states及びAnnex, Guide for public authorities and economic operators.

2.4 フランス

2.4.1 概要¹⁹

人口は6,498万人（2017年）、面積は日本の1.5倍である。EUの主要農業大国であり、農業生産額はEU最大、EU全体の17%を占める（2016年）。農産物輸出額は、アメリカ、オランダ、ドイツ、ブラジル、中国に次ぐ世界第6位である（2016年）。

南西部もボルドーと北東部のナンシーを結ぶ線を境に、北部は農業地帯、パリ近郊や中央地域には小麦などの大規模な穀倉地帯が広がる。南部の山岳地帯では肉牛の放牧などの畜産業が盛んである。地中海海岸やボルドーなどの南西部、ロワール地方ではワインの生産が盛んである。主要農産物は、てん菜、小麦、とうもろこし、大麦等の穀物、ぶどう、生乳、肉類等である。



1 経営体当たりの平均経営面積は58.7ha（2013年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は1.5%（日本は1.1%）である。

農林水産業の地位（2017年） 単位：億USドル、%

	フランス		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	25,825	100.0	48,724	100.0
うち農林水産業	390	1.5	542	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からフランスへの輸出額が6千8百万USドルであるのに対し、フランスから日本への輸入額は約20億USドルと28倍である（2018年）。日本の輸出上位品目はアルコール、醤油、ソース混合調味料であり、フランスからの輸入上位品目はアルコール飲料、硬水・炭酸水、ペットフードである。

¹⁹ フランスの農林水産業概況、農林水産省2019

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-137.pdf

農林水産省貿易概況（2018年） 単位：百万US ドル

	輸出 (日本→フランス)	輸入 (フランス→日本)	日本の 収支
総額	7,058	11,037	▲3,978
農林水産物	68	1,967	▲1,899
農林水産物のシェア	1.0	17.8.	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位5品目（2018年）

輸出：日本→フランス（単位：百万USドル%） 輸入：フランス→日本（単位：百万USドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
アルコール飲料	30	44.7	アルコール飲料	1,042	53.0
醤油	4	5.2	硬水、炭酸水	94	4.8
ソース混合調味料	3	4.4	ペットフード	87	4.4
緑茶	3	4.2	豚肉	68	3.4
果汁	3	4.2	プロセスチーズ	42	2.2
総額	68	100.0	総額	1,967	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、フランス語でAppellation d'Origine Protégée（AOP）、地理的表示保護（PGI）はIndication Géographique Protégée（IGP）と呼ぶ。フランスの農産物・食品のGI取得状況は、PDO105件（2019年12月31日時点、登録済み）、PGI 144件、合計249件となっており、イタリアに次ぐ第2位である。品目別をみると、PDOはチーズ、果物・野菜・穀類が多く、PGIは肉、果物・野菜・穀類が多い。

品目別GI登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	11	66
Class 1.2. 肉製品	5	15
Class 1.3. チーズ	45	9
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	4	5
Class 1.5. 油、油脂	10	-
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	22	34
Class 1.7. 水産物	1	4
Class 1.8. その他（スパイス等）	5	5
Class 2.4. パン、菓子類	-	3
Class 2.6. マスタードペースト	-	1
Class 2.7. パスタ	-	2
Class 3.1. 干し草	1	-
Class 3.2. 精油	1	-
総数	105	144

EU eAmbrosiaデータベース、2019年12月31日時点登録済



北西部ノルマンディ地方のカマンベール・ド・ノルマンディ（PDO）



南部コルシカ島のクレモンティーヌ・ド・コルス（PGI）



南西部のカナード・ア・フォアグラ（PGI）



南部プロヴァンス地方のはちみつミエル・ド・ラヴァンド・プロヴァンス（PGI）

2.4.2 GI監視スキーム

フランスのGI保護制度は中央集権的で、2つの政府機関が役割を担っている。経済財務省の競争政策局（DGCCRF）は消費者問題及び詐欺に関する規制を所管し、市場における名称使用や品質管理を監視する。フランス国内で発生したGI侵害のみを担当する。

国立原産地品質研究所（INAO）は農業省の監督の下でGIをはじめとした品質保証制度の審査や管理を所管し、製品の生産段階の管理において中心的な役割を果たしている。さらに、INAOは海外におけるGIをはじめとした品質保証の保護にも関わっている。

中央政府

機関名	住所	連絡先
経済・財務省 (Ministère des E'conomie et des Finances) 競争政策局 (Direction Générale de la Concurrence, de la Consommation et de la Répression des Fraudes — DGCCRF)	Télédoc 151 139, rue de Bercy 75572 Paris Cedex 12	Tel. + 33 0140040404 Email: sous-direction%204@dgccrf.finances.gouv.fr (Contact person: Jean-Louis GERARD, Director of Agricultural Products and Agricultural and Food Markets) Website: www.economie.gouv.fr/dgccrf
農業・農産物加工業・林業省 (Ministre de l'Agriculture et de l'Alimentation) 国立原産地品質研究所 (Institut national de l'origine et de la qualité — INAO)	12 rue Henri-Rol-Tanguy TSA 30003 93555 Montreuil-sous-Bois Cedex	Tel. +33 0173303800 (Contact person: Jean-Luc Dairien, Director of INAO) Website: www.inao.gouv.fr

中央政府がEU規則 No.1151/2012第38条に基づくGI名称の市場監視当局でもある。²⁰

EUIPO (2017)²¹

DGCCRFは実際にスーパーや市場、生産地などで監視を行うことがあり、写真を撮って名称の違反がないか確認し、疑いがあると調査を始める。GI侵害が疑われる場合には、侵害をしていないことを証明する書類の提出を求める。特に決まった書類はなく、原産地を証明する書類、請求書など、商品にまつわる書類を提出する。GI製品の生産基準は、欧州委員会が公表するGI製品のオンラインデータベースeAmbrosiaに基づき確認している。

²⁰ EU規則 No.1151/2012第38条に基づき、EU加盟国政府はGI名称の市場監視当局を定めて欧州委員会に報告することとされており、フランス当局として上記の2機関が公表されている。しかし、DGCCRFへのヒアリングによると、フランス国内で他国のGI侵害が発生した場合の窓口は農業省であるという。しかし農業省が窓口であるエビデンスは得られなかった。

²¹ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

2.4.3 GI侵害の事例

「モルビエチーズ」の特徴

フランスのフランシュ＝コンテ地域圏のチーズ「モルビエ（Morbier）」は、中央に水平に黒っぽい線が入ることが特徴のPDOチーズである。

Livradois社は、1979年からモルビエと同様に黒い線が入ったチーズを販売しており、モルビエの特徴を規定した「モルビエ」の規制ラベルに関する2000年12月22日の法令制定後、モルビエが2002年にPDOに登録した後も、2007年までモルビエの名前を使用する権限が与えられ、その後は別の名称に改称してチーズを販売し続けていた。

これに対してモルビエの生産者団体は、モルビエに似た外観的特徴を持つLivradois社のチーズはモルビエを想起させ、違反に当たるとして提訴した。

2013年の第一審、2016年の第二審では、いずれも生産者団体の訴えが退けられたが、フランス最高裁判所は欧州司法裁判所に最終判断を委ねた。欧州司法裁判所は、モルビエの名前だけでなくその特徴も保護されると判断し、Livradois社のチーズの形や黒い線はモルビエを想起させるとされ、モルビエの生産者団体が逆転勝訴となった。

(<https://juricaf.org/arret/FRANCE-COURDECASSATION-20190619-1725822>)

国際食品展示会SIAL

SIALはパリで2年に1度開催される大規模な国際食品展示会。そこでイタリアのチーズ（Asiago、Parmigiano Reggiano及びPecorino Romano）のコンソーシアムの関係者が、アメリカやエジプトからの出展者の商品に「Parmesan」などと記載した商品を発見し、GIが侵害されているとしてDGCCRFに対応を求めた。DGCCRFは、GIを想起させる商品を直ちに押収して事態は収束したが、コンソーシアムによる監視、GI侵害の発見、侵害品の押収は、SIALが開催されるたびにほぼ恒例となっている。

(https://www.parmigiano-reggiano.it/en/news/2016/counterfeit_products_sial_paris_asiago_parmigiano.aspx)

2.4.4 対抗手段

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

【行政ルート】

フランスは、中央政府の2つの省がGIを管理するゆるやかな中央集権の国。EU域内からのGI侵害の報告は農業省の連絡先に侵害の証拠となる写真とともにメールで行うのが良いが、日本からの場合は正式には欧州委員会を通じて国同士がやりとりするのが良いとのこと。まずは下記の在日本フランス大使館貿易投資部に連絡すると良い。

tokyo@businessfrance.fr

【民間ルート】

フランスではGIの侵害に関して、特に商標の侵害も伴う場合、法律事務所に相談することが一般的。法律事務所の選択は、インターネットで知的財産（特にGI、商標）を多く取り扱う弁護士を探したり、下記のような日本の組織に相談しても良い。

- ・ 農林水産知的財産保護コンソーシアム（農林水産省海外知的財産保護・監視委託事業）：<http://mark-i.info/index.html>
- ・ 弁護士知財ネット：<https://iplaw-net.com/>
- ・ 日本弁理士会知的財産相談室：
https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/

連絡方法

在日フランス大使館に連絡。違反の証拠となる写真があると良い。

保護のしくみ

【行政ルート】

GI 侵害が確認された場合、内容を判断してINAOがex officioを行うか、DGCCRFが公式の警告状を送る。

【民間ルート】

法律事務所に相談することは一般的だが、訴えることができるのは当事者としてGI侵害による「正当な利益」を持つ生産者（団体）の代理人である弁護士またはINAOに限られる。

実際に訴訟まで発展するケースは稀で、事前の交渉で解決されることがほとんどである。交渉は判決ほどの周知性や拘束力はないが、GI侵害の事実を業界誌等に公表するなど周知することができる。

2.4.5 関連法令

フランスのGI関連法令は以下の通りである。なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁レポート²²に基づいている。

GIの国内根拠法令

- The Rural and Maritime Fishing Code（フランス農村海事漁業法典）

民事手続きについて

- Intellectual Property Code（知的財産法典）

刑事手続きについて

- The Consumer Code（消費者法典）
- The Code of Public Health（公衆衛生法典）

²² EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states及びAnnex, Guide for public authorities and economic operators.

2.5 スペイン

2.5.1 概要²³

人口は4,635万人（2017年）、面積は日本の1.3倍である。EUの主要農業大国であり、農業生産額はフランス、ドイツ、イタリアに次ぐEU第4位（2016年）。農業地面積はフランスに次ぐEU第2位でEU全体の14%を占める（2015年）。農業生産は地形や気候等により地域ごとに特徴がある。北部は雨が多く、夏は涼しく冬は温暖な海洋性気候であり、酪農、麦類の生産が盛んである。中央部は昼夜の気温差が大きく、夏は暑く冬は寒い大陸性気候であり、麦類、ぶどう、畜産物の生産が盛んである。東部及び南部は年間を通じて温暖で乾燥した地中海性気候であり、東部は柑橘類、コメ、南部はオリーブ、ぶどう、野菜、コメの生産が盛んである。



有機農業が盛んであり、有機農用地面積は197ha、農用地面積の8%を占める。

1 経営体当たりの平均経営面積は25ha（2016年）、国内総生産に占める農林水産業の比率は2.5%（日本は1.1%）である。

農林水産業の地位（2016年） 単位：億USD、%

	スペイン		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	12,373	100.0	49,362	100.0
うち農林水産業	311	2.5	530	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からスペインへの輸出額が1千万USDであるのに対し、スペインから日本への輸入額は11億USDと約100倍である（2017年）。スペインから日本への輸入額全体のうち農林水産物は3割を占めており、強い存在感を示している。日本の輸出上位品目は調味料、アルコール飲料、醤油であり、スペインからの輸入上位品目は豚肉、オリーブ油、アルコール飲料である。

²³ スペインの農林水産業概況、農林水産省2018
http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-66.pdf

農林水産省貿易概況（2017年） 単位：百万USドル

	輸出 (日本→スペイン)	輸入 (スペイン→日本)	日本の 収支
総額	2,942	3,348	▲406
農林水産物	10	1,102	▲1,092
農林水産物のシェア	0.3	32.9	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位5品目（2017年）

輸出：日本→スペイン（単位：百万USドル%） 輸入：スペイン→日本（単位：百万USドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ソース混合調味料	1.3	13.1	豚肉	506	45.9
アルコール飲料	1.2	11.4	オリーブ油	169	15.3
醤油	1.1	10.7	アルコール飲料	113	10.3
スープ・パウダ	0.5	4.5	かつお・まぐろ類	67	6.1
播種用の種等	0.4	4.1	トマト・ピーマン・パース	23	2.1
総額	10.2	100.0	総額	1,102	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、スペイン語でDenominación de Origen Protegida（DOP）、地理的表示保護（PGI）はIndicación Geográfica Protegida（IGP）と呼ぶ。スペインの農産物・食品のGI取得状況は、PDO102件（2019年12月31日時点、登録済み）、PGI 90件と、合計192件となっており、イタリア、フランスに次ぐ第3位である。品目別をみると、PDOは油・油脂、チーズ、果物・野菜・穀類が多く、PGIは果物・野菜・穀類、肉が多い。

品目別GI登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	-	20
Class 1.2. 肉製品	5	11
Class 1.3. チーズ	26	2
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	5	1
Class 1.5. 油、油脂	31	-
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	25	37
Class 1.7. 水産物	1	4
Class 1.8. その他（スパイス等）	8	-
Class 2.4. パン、菓子類	1	15
総数	102	90

EU eAmbrosiaデータベース、2019年12月31日時点登録済



スペイン北西部ガリシア州のQueso Tetilla



スペイン南西部カディス州のシェリー酢



スペイン北部ナバーラ州の白アスパラガス



スペイン北部ナバーラ州の赤ピーマン

2.5.2 GI監視スキーム

スペインでは地理的表示に関して、中央政府である農業漁業食料環境省（Ministerio de Agricultura, Pesca, y Alimentación : MAPAMA）がすべてのカテゴリのGI産品（農産物、ワイン、香味付けワイン、蒸留酒）の政策決定主体であり、かつEUへの登録申請窓口である。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業漁業食料環境省（Ministerio de Agricultura, Pesca, y Alimentación : MAPAMA）有機農業・差別化品質総局（Subdirección General de Calidad Diferenciada y Agricultura Ecológica : SGCGAE）	Pº Infanta Isabel, 1 28014 Madrid	Tel. +34 913475394-97 Fax +34 913475410 Email: sgcdae@mapama.es http://www.mapama.gob.es/es/

EUIPO (2017)²⁴

GIの管理は原則として17の地方政府（Communidades Autonomas）と2つの自治市が管理を行う地方分権が特徴である。州をまたいで登録されたGI（supra-autonomous GI²⁵）については、中央政府であるMAPAMAが管理を担当する。

GI名称の市場監視当局（EU規則 No.1151/2012第38条に基づく）

	当局名	
1	JUNTA DE ANDALUCÍA Consejería de Agricultura, Pesca y Desarrollo Rural Dirección General de Calidad, Industrias Agroalimentarias y Producción Ecológica	アンダルシア州政府 農業水産農村開発省 品質、農業食品業、生態学的生産総局
2	GOBIERNO DE ARAGÓN Departamento de Agricultura, Ganadería y Medio Ambiente	アラゴン州政府 農業、畜産、環境省
3	PRINCIPADO DE ASTURIAS Consejería de Agroganadería y Recursos Autóctonos Dirección General de Desarrollo Rural y Agroganadería	アストゥリアス州政府 地方農業天然資源省 農村開発・アグリビジネス総局
4	GOBIERNO BALEAR Consellería de Agricultura, Medio Ambiente y Territorio Dirección General de Medio Rural y Marino	バレアレス州政府 農業環境国土省 農村海洋総局
5	GOBIERNO DE CANARIAS Dirección General de Consumo	カナリア諸島州政府 消費総局
6	GOBIERNO DE CANTABRIA	カンタブリア州政府 食品品質局

²⁴ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²⁵ 2017年時点で8つの農産物食品及び4つのワインが該当。

	当局名	
	Oficina de Calidad Alimentaria (ODECA) Consejería de Ganadería, Pesca y Desarrollo Rural	家畜漁業地域開発省
7	JUNTA DE COMUNIDADES DE CASTILLA LA MANCHA Dirección General de Salud Pública, Drogodependencias y Consumo	カスティーリャ・ラ・マンチャ州政府 公衆衛生・薬物中毒・消費総局
8	JUNTA DE CASTILLA Y LEÓN	カスティーリャ・イ・レオン州政府
9	GENERALIDAD DE CATALUÑA Departamento de Agricultura, Ganadería, Pesca, Alimentación y Medio Rural Agencia Catalana del Consumo	カタルーニャ州政府 農業家畜漁業食品農村省 カタロニア消費庁
10	JUNTA DE EXTREMADURA Dirección General de Agricultura y Ganadería Servicio de Calidad Agropecuaria y Alimentaria	エストレマドゥーラ州政府 農業畜産総局 農業食品品質サービス
11	XUNTA DE GALICIA Secretaría General de Medio Rural y Montes Servicio de Promoción de Calidad Agroalimentaria	ガリシア州政府農村林業局 農業食品品質振興サービス
12	COMUNIDAD AUTÓNOMA DE LA RIOJA Consejería de Agricultura, Ganadería y Medio Ambiente	ラ・リオハ州政府 農業家畜環境省
13	COMUNIDAD DE MADRID Consejería de Sanidad Dirección General de Ordenación e Inspección Área de Calidad Alimentaria	マドリッド州政府 保健省 食品品質の計画検査総局
14	COMUNIDAD DE LA REGIÓN DE MURCIA Consejería de Agricultura y Agua Dirección General de Industria Agroalimentaria y Capacitación Agraria	ムルシア州政府 農業・水省 農業食品業・研修総局
15	GOBIERNO DE NAVARRA Dirección General de Familia, Infancia y Consumo	ナバーラ州政府 家族・子供・消費総局
16	GOBIERNO VASCO KONTSUMOBIDE Instituto Vasco de Consumo	バスク州政府消費研究所
17	GENERALIDAD VALENCIANA Consejería de Agricultura, Pesca, Alimentación y Agua	バレンシア州政府 農業・漁業・食品・水省
18	CIUDAD AUTÓNOMA DE CEUTA Servicio de Consumo	セウタ自治市政府 消費サービス局
19	CIUDAD AUTÓNOMA DE MELILLA Dirección General de Sanidad y Consumo	メリヤ自治市政府 衛生消費総局

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

登録されたGI名称の監視も原則として地方政府が行うが、MAPAMAは窓口として機能する。例えばスペイン特許商標庁あるいはEU知的財産庁EUIPO（スペインのアリカンテに所在）と協力して、スペインのGIに類似した名称の商標登録を防止する。また、侵害が申し立てられた場合には、MAPAMAが案件を受け付けて、該当する企業や店舗が所在する州に案件を送り、各州政府当局が対応する。

物理的店舗を持たないインターネット販売によるGI侵害には、MAPAMAが対応する。GI権利保有者あるいは消費者（商品購入者）がインターネット販売で不正を見つけるとMAPAMAに通知する。MAPAMAは大手電子商取引プラットフォーム事業者（Alibaba Amazon eBay等）との協定を結んでおり、事業者に不正を連絡すると、48時間以内に販売広告が削除され、不正品の流通が阻止される取り組みを行っている。

2.5.3 GI侵害の事例

ベジタリアン用「パルミジャーノ」

「パルミジャーノ・レッジャーノ（Parmigiano Reggiano）」はイタリアのPDOチーズであるが、スペイン企業が「ベジタリアン用パルミジャーノ」としてチーズ代用品をインターネットで販売していた。イタリア当局からこの製品の販売を辞めさせるよう要請を受けたMAPAMAは、販売者に対して1）チーズはミルクが原料であるため、ベジタリアンチーズと表記してはならない、2）パルミジャーノはイタリアのGI であるので表記してはならない、と通知した。その結果、販売者が承諾して事態は解決した。もしこの通知で解決できなかった場合には、MAPAMAから販売者の拠点のある州に案件を送って、対応を一任するという流れになる。

ちなみに、チーズ代用品のニーズが多い欧州では、スペインだけではなく、ギリシャ企業による同様のGI侵害も知られている。

(MAPAMAヒアリング)

(https://www.wipo.int/edocs/mdocs/enforcement/en/wipo_ace_12/wipo_ace_12_10_ppt)

スペイン産「ロクフォール」

「ロクフォール（Roquefort）」はフランスのPDOチーズ。しかしスペインの小売店に「スペインのロクフォール（ROQUEFORT ESPAÑA）」というチーズが出回っていた。フランスのロクフォールチーズの生産者団体から依頼を受け、スペインの弁護士が名称の使用を辞めるよう販売者に警告状（Cease and Desist Letter）を送付した。その結果、販売者が承諾して事態は解決した。

担当弁護士によると、知的財産侵害事件の過半数は警告状を送付して解決するという。生産者団体が行政ではなく弁護士に依頼する背景には、一般にスペインでは消費者保護は行政、権利保護は法律家と役割分担する土壌があり、かつGI管理体制が地方分権のため行政手続きが複雑になるためとのことである。

(法律事務所Elzaburu社ヒアリング)

2.5.4 対抗手段

行政ルートのみでなく、民間ルートも一般的であり、MAPAMAへのヒアリングによると、先ずは行政が取り締まり、複雑なケースは法律専門家が対応することである。無料だが時間がかかる行政手続きと、有料だが迅速な弁護士サービスがあるといえる。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

【行政ルート】

スペインは、州当局がGIを管理する地方分権の国。原則として19の当局がそれぞれの担当地域の窓口となるが、中央政府の農業漁業食料環境省（MAPAMA）に通報すれば、各地域の担当者に照会される。MAPAMAの窓口は、有機農業・差別化品質総局 sgcdae@mapama.es

【民間ルート】

法律事務所に対応を依頼するのも一般的。法律事務所の選択は、インターネットで知的財産（特にGI、商標）を多く取り扱う弁護士を探したり、下記のような日本の組織に相談しても良い。

- ・ 農林水産知的財産保護コンソーシアム（農林水産省海外知的財産保護・監視委託事業）：<http://mark-i.info/index.html>
- ・ 弁護士知財ネット：<https://iplaw-net.com/>
- ・ 日本弁理士会知的財産相談室：
https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/

連絡方法

MAPAMA担当課にメールで連絡。決まった申請様式ではなく、MAPAMAの職員と情報をやりとりする。法律事務所の場合もメールにて連絡する。

保護のしくみ

【行政ルート】

GI 侵害が店舗で発見された場合、MAPAMAは店舗が所在する州政府に連絡し、州政府が関係事業者に事実確認し、改善を要求する。

GI侵害がインターネット上で発見された場合、MAPAMAが対応する。事実確認の上侵害品の販売者に直接修正を要求するほか、プラットフォーム事業者と協定がある場合には、販売広告の削除を求める。

【民間ルート】

法律事務所が事実確認の上、GI名称の利用を改めるよう警告状を送付。改善されない場合は依頼者と相談の上、諸事情を判断して訴訟等の対応を決定する。

行政措置は各州法で規定される。GIが2つ以上の州にまたがる場合はLaw no 6/2015 of 12 Mayに規定され、MAPAMAが行政措置をとる権限を持つ。原則として、GIの侵害に対する罰則は3段階のレベルで判断される。第三者によるGI名称の不正利用は最も重いレベルとされ、罰金3万から30万ユーロが科される可能性がある。

2.5.5 関連法令

スペインのGI関連法令は以下の通りである。なお法令の名称は、欧州知的財産庁レポート²⁶に基づいている。

GI 根拠法令（行政取り締まり含む）

- Law no 6/2015 of 12 May on protected designations of origin and geographical indications of supraautonomic territory（地域をまたがる PDO 及び PGI に関する 2015 年 5 月 12 日法第 6 号）
- Law No 24/2003 on vineyards and wine（ブドウ畑及びワインに関する 2003 年 法第 24 号）
- Royal Decree No 1945/1983 of 22 June on infringement and sanctions in the field of consumer's protection and agri-food protection（消費者保護及び農産物保護における侵害と制裁に関する 1983 年 6 月 22 日勅令第 1945 号）
- 各州法

民事手続きについて

- Law No 17/2001 of 7 December on trade marks（商標に関する 2001 年 12 月 7 日法第 17 号）
- Law No 3/1991 of 10 January on unfair competition（不正競争に関する 1991 年 2 月 10 日法第 3 号）
- Royal Decree-Law No 1/2007 of 16 November, the General Consumer and User Protection Act（一般消費者及び利用者保護に関する 2007 年 11 月 16 日勅令—法第 1 号）

刑事手続きについて

- Criminal Code, Chapter XI, Intellectual property rights（刑法 11 章知的財産権）
- Royal Decree of 14 September 1882, Ley de enjuiciamiento criminal（刑事手続法を承認する 1882 年 9 月 14 日勅令）

²⁶ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states及びAnnex, Guide for public authorities and economic operators.

2.6 ドイツ

2.6.1 概要²⁷

人口はEU最多の8,211万人（2017年）、面積は日本の約9割である。EUの主要農業大国であり、農業生産額はフランス、イタリアに次ぐEU第3位（2016年）、農産物輸出額は米国、オランダに次ぐ世界第3位（2016年）である。中部から南部は山地で、牧草・資料栽培を含む酪農・肉用牛の飼育が多い。一方、旧東ドイツ地域を中心とした北部地域は平坦で、穀物、馬鈴薯、飼料作物と畜産の複合経営が多い。主要農産物は、小麦、大麦等の穀物、てん菜、馬鈴薯、豚肉、生乳等である。



2050年までに電力の8割を再生可能エネルギーで賄うことを目標としており、北西部及び南部を中心に農家の約4割が再生可能エネルギー用穀物を生産している。

1経営体当たりの平均経営面積は66.3ha（2016年）、国内総生産に占める農林水産業の比率は0.8%と日本より低い（日本は1.1%）。

農林水産業の地位（2017年） 単位：億USドル、%

	ドイツ		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	36,932	100.0	48,724	100.0
うち農林水産業	287	0.8	542	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からドイツへの輸出額が6千5百万USドルであるのに対し、ドイツから日本への輸入額は約7億6千万USドルと10倍以上である（2018年）。日本の輸出上位品目は緑茶が最も多く、次いでラノリン、ソース混合調味料、観賞用魚となっている。ドイツからの輸入上位品目は豚肉、ナチュラルチーズ、製材である。

²⁷ ドイツの農林水産業概況、農林水産省2019

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-66.pdf

農林水産省貿易概況（2018年） 単位：百万US ドル

	輸出 (日本→ドイツ)	輸入 (ドイツ→日本)	日本の 収支
総額	20,896	25,989	▲5,094
農林水産物	65	762	▲897
農林水産物のシェア	0.3	2.9	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位5品目（2018年）

輸出：日本→ドイツ（単位：百万USDollar%） 輸入：ドイツ→日本（単位：百万USDollar%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
緑茶	13	19.3	豚肉	102	13.4
ラノリン	11	17.3	ナチュラルチーズ	65	8.5
ソース混合調味料	6	8.6	製材	39	5.1
観賞用魚	6	5.9	アルコール飲料	32	4.2
アルコール飲料	4	5.6	麦芽	24	3.1
総額	65	100.0	総額	762	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ドイツ語で geschützte Ursprungsbezeichnung（g.U）、地理的表示保護（PGI）は geschützte geografische Angabe（g.g.A.）と呼ぶが、一般の認知度は高くない。GI取得状況は、PDO12件（2019年12月31日時点、登録済み）、PGI 79件、合計91件となっており、EU第6位である。果物・野菜・穀類、肉、パン・菓子類のPGIが多い。

品目別GI登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	3	2
Class 1.2. 肉製品	-	18
Class 1.3. チーズ	6	3
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	-	1
Class 1.5. 油、油脂	-	1
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	2	21
Class 1.7. 水産物	-	7
Class 1.8. その他（スパイス等）	1	4
Class 2.1. ビール	-	9
Class 2.4. パン、菓子類	-	10
Class 2.6. マスタードペースト	-	1
Class 2.7. パスタ	-	2
総数	12	79

EU eAmbrosiaデータベース、2019年12月31日時点登録済

2.6.2 GI監視スキーム

地理的表示に関する政策は、連邦司法消費者省（Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz : BMJV）と、連邦食料農業省（Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft : BMEL）が所管する。前者が農産物・食品を、後者が酒類を担当する。ドイツからのEUへのGI登録申請については、ドイツ特許商標庁（Deutsches Patent- und Markenamt : DPMA）を通じて行われている。

中央政府

機関名	住所	連絡先
連邦司法消費者省 (Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz : BMJV) Dept. III B trademarks, design law, unfair competition and piracy	Monrenstrasse 37, 10117 Berlin	Dr. Jutta Figge Tel. +49 30185809325 Figge-ju@bmjv.bund.de Stefan Gehrke Tel. +49 30185808251 Gehrke-st@bmjv.bund.de
連邦食料農業省 (Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft : BMEL) Dept. 424 Promotion and Quality Policy, Dept. 414 Wine, Beer, beverages	Rochusstrasse 1, 53123 Bonn	Dept.424: Dr. Herman Schlöder Tel. +49 2285293705 Hermann.schloeder@bmel.bund.de Kerstin Hartmann Tel. +49 2285294477 Kerstin.hartmann@bmel.bund.de Wolfgang Bonetsmüller Tel. +49 228995293453 Wolfgang.bonetsmüller@bmel.bund.de Dept 414: Werner Albrecht Tel. 49 228995293732 Wemer.albrecht@bmel.bund.de

EUIPO (2017)²⁸

ドイツは連邦制であり、上記の2つの中央政府機関は政策決定主体であるものの、実際のGI監視は原則、16の州政府(Land)の所管である。州政府はさらに下位の行政区分である郡(Landkreis)や独立市(Kreisfreie Stadt)を管理当局として指定する場合が多い。欧州委員会が公表しているGI管理当局リスト²⁹によると、ドイツには161の管理当局が存在しており、ドイツの極端な地方分権体制がうかがえる。

²⁸ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²⁹ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

2.6.3 GI侵害の事例

ドイツでは、ドイツ企業が他国のGI名称に類似する名称で食品を製造販売し、一般名称かGI侵害かを争う例が多いのが特徴である。

GIか一般名称か～「パルメザン」と「バルサミコ酢」

「パルミジャーノ・レッジャーノ（Parmigiano Reggiano）」はイタリアのPDOチーズ。しかし、2006年、パルミジャーノのコンソーシアムの監視員が、ドイツのAllgäuland-Käseereien社の「parmesan」と表示されたチーズを発見した。同製品を検査したところ、イタリアのPDOチーズとは無関係で、かつイタリアのPDO品では認可されていない添加物も検知された。コンソーシアムはドイツ企業に警告したが、是正されなかったため、2006年11月、ベルリンの法律事務所を通じてベルリン裁判所に訴訟を起こした。同じ頃、欧州裁判所では「パルメザン」の名称利用を巡って、GI権利を主張してドイツ政府に対応を求める欧州委員会と一般名称を主張するドイツ連邦政府が争っていた。2008年2月、欧州司法裁判所は「パルメザン」の名称を使用できるのはイタリアのPDOであるパルミジャーノ・レッジャーノに限ると判断（ECJ C-132/05）。これを受けて2008年4月、ベルリン裁判所はAllgäuland-Käseereien 社による「パルミジャーノ」「パルメザン」等と表示したチーズの製造や販売を認めないとした。同社は控訴したが、ベルリン控訴審も一審を支持し、ドイツ企業による「パルメザン」はGI侵害とされた。

(https://www.parmigiano-reggiano.it/en/news/2008_3/bd3e3855e3024da8967d1edb6f4d5c57.aspx)

「モデナのバルサミコ酢（Aceto Balsamico di Modena）」でも同様の争いが起こった。同製品はイタリアのPDO及びPGIであるが、ドイツのBalema社は「ドイツのバルサミコ（Deutscher Balsamico）」という名称でワイン酢を長らく生産販売していた。コンソーシアムはBalema社に対し、名称の利用を辞めるよう求めたが、同社は名称を使用する権利があることの確認を求めてドイツ裁判所に宣言判決を提起。この問題は、欧州司法裁判所に委ねられ、2019年12月、欧州司法裁判所は、「モデナのバルサミコ酢」は保護されるべきだが、「バルサミコ」、「バルサミコ酢」は一般名称であり、保護の対象ではないと判断（ECJ C-432/18）。欧州司法裁判所の判断は最終結審であり、「ドイツのバルサミコ」はこれからも販売できることになった。（再掲）

(<https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2019-12/cp190150en.pdf>)

また、最近ではドイツのウィスキーの名称を巡り、GI侵害が訴えられ、ドイツ国内で大きく報道された。

「スコッチ」ウィスキー

ドイツ南部バーデン・ヴュルテンベルク州で生産されるウィスキー「Glen Buchenbach」のGlenという名称がスコットランドのGIである「スコッチ」ウィスキーを連想させるとして英国のスコッチウィスキー協会がドイツ企業を起訴した。Glenはスコットランドの古い言語で谷や峡谷を表し、スコッチウィスキーにはGlen〇〇という名前が多い。

この審議は2018年7月に欧州司法裁判所からハンブルク州裁判所に付託され、2019年2月、ハンブルク州裁判所はドイツ企業にGlen Buchenbachの名称を変更するよう通達した。

(<https://www.spiegel.de/wirtschaft/service/whisky-aus-schwaben-verliert-namensstreit-um-glen-a-1252078.html>)

ドイツにおけるGI侵害は裁判で争われることが多いが、同じ侵害が多発する場合には行政ルートで解決する取り組みもなされている。

「プロセッコ」

「プロセッコ(Prosecco)」は、イタリアのPDOスパークリングワインであるが、プロセッコの偽物がドイツで多発していた。そこで2015年、プロセッコの生産者団体、イタリアのICQRF、ドイツ連邦食品農業省（BMEL）の3者間で違反の取り締まりに合意がなされた。生産者団体がドイツのウェブサイトで違反販売を発見した場合、ウェブサイトの運営者に警告状を送り、15日以内に違反を是正するよう要請することができるとされた。警告に対して、ドイツの事業者が是正しない場合、生産者団体はイタリア当局ICQRFに通知し、ICQRFはドイツ当局BMELに協力を要請する。これは、EC規則 555/2008第85条の自発的協力（ワイン規則違反や偽装の疑いが生じた場合、直ちに当局に通知する）に基づくものとされている。

この合意フレームワークに基づき、プロセッコの生産者団体は2017年1月までに70件の警告状を発し、うち85%が解決に至っている。

(https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/observatory/documents/reports/Enforcement of GIs/Appendix on Good Practices in

2.6.4 対抗手段

連邦司法消費者省によると、GI の侵害については各州政府が窓口として対応するほか、ドイツ商標法 128 条に基づき、法的手続きによる権利行使が可能である。行政の窓口が郡や独立市レベルで指定されるなど地方分権が強いことから、行政ルートよりも民間ルートが一般的と思われる。行政ルート及び民間ルートは並行して進めることも可能である。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

【行政ルート】

連邦制であるドイツは、州政府が管理する地方分権の国。州政府の下位の郡や独立市レベルが窓口として指定されている（以下の欧州委員会のリストを参照）

<https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/>

[food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf)

【民間ルート】

法律事務所に対応を依頼するのも一般的。法律事務所の選択は、インターネットで知的財産（特にGI、商標）を多く取り扱う弁護士を探したり、下記のような日本の組織に相談しても良い。

- 農林水産知的財産保護コンソーシアム（農林水産省海外知的財産保護・監視委託事業）：<http://mark-i.info/index.html>
- 弁護士知財ネット：<https://iplaw-net.com/>
- 日本弁理士会知的財産相談室：
https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/

連絡方法

上記の欧州委員会のリストに掲載されている窓口でメールや電話で連絡する。侵害の通報は誰でも（非ドイツ居住者、消費者含む）可能であり、決まった申請様式はない。

保護のしくみ

【行政ルート】

各州が定める当局が対応し、立ち入り検査を行い、販売差止等の行政措置を決定する。

【民間ルート】

法律事務所が事実確認の上、GI名称の利用を改めるよう警告状を送付。改善されない場合は依頼者と相談の上、諸事情を判断して訴訟等の対応を決定する。

GI侵害訴訟は商標権侵害として争うのが一般的であり。商標法によりGIの不正利用や模倣は2年以下の禁固あるいは罰金1万ユーロとされている。

2.6.5 関連法令

ドイツのGI関連法令は以下の通りである。なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁レポート³⁰に基づいている。

GI 根拠法令（行政取り締まり含む）

- The German trade mark Act (Markengesetz-MarkenG)（商標法）
- The German Act on regulatory offences (Gesetz über Ordnungswidrigkeiten-OWiG)（秩序違反法）
- The German Wine Act (Weingesetz: WeinG)（ワイン法）
- 各州法

民事手続きについて

- The German trade mark Act（商標法）再掲
- The German Unfair Competition Act (Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb-UWG)（不正競争法）

刑事手続きについて

- The German Criminal Code (Strafgesetzbuch-StGB)（刑法）

³⁰ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states及びAnnex, Guide for public authorities and economic operators.

2.7 イギリス

2.7.1 概要³¹

人口は6,618万人（2017年）、面積は日本の3分の2である。国土面積の約7割が放牧地を含む農用地である。暖流の北大西洋海流の影響で、高緯度に位置する割には温暖で国土全体が温帯気候に属する。イングランド南西部は平地が多い穀倉地帯となっており、北西に行くにつれて酪農地帯となり、丘陵地での牛や羊の放牧地帯となる。主要農産物は、小麦、大麦、てん菜、菜種、生乳、豚肉、牛肉等である。



蒸留酒の輸出額は世界第一位である。

また水産業も盛んで、タラ、シタビラメ、サバ、サケなどが主要な水揚げ魚種である。

1 経営体当たりの平均経営面積は92.3ha（2013年）と、EU全体ではチェコに次いで2番目に大きく、大規模農業が行われている。国内総生産に占める農林水産業の比率は0.6%（日本は1.1%）である。

農林水産業の地位（2017年） 単位：億USドル、%

	イギリス		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	26,312	100.0	48,724	100.0
うち農林水産業	156	0.6	542	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からイギリスへの輸出額が6千5百万USドルであるのに対し、イギリスから日本への輸入額は約5億3千万USドルと約8倍である（2018年）。日本の輸出上位品目は調味料、アルコール飲料、醤油であり、イギリスからの輸入上位品目はアルコール飲料、麦芽、馬である。

³¹ イギリスの農林水産業概況、農林水産省2018

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-111.pdf

農林水産省貿易概況（2018年） 単位：百万USドル

	輸出 (日本→イギリス)	輸入 (イギリス→日本)	日本の 収支
総額	13,907	8,232	5,675
農林水産物	65	529	▲464
農林水産物のシェア	0.5	6.4	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位5品目（2018年）

輸出：日本→イギリス（単位：百万USドル%） 輸入：イギリス→日本（単位：百万USドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ソース混合調味料	8	12.7	アルコール飲料	312	59.1
アルコール飲料	7	10.4	麦芽	46	8.7
醤油	5	7.7	馬	33	6.2
牛肉	4	6.5	コーヒー（炒）	19	3.7
清涼飲料水	4	6.4	ペットフード	14	2.7
総額	65	100.0	総額	529	100.0

資料：財務省貿易統計

イギリスの農産物・食品のGI取得状況は、PDO27件（2019年12月31日時点、登録済み）、PGI 42件、合計69件となっており、EUで第7位である。品目別をみると、盛んな水産業を反映して水産物の登録が多い。また、シェトランドウールがPDOに登録されており、この品目では唯一のGI産品である。

品目別GI登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	5	6
Class 1.2. 肉製品	-	5
Class 1.3. チーズ	10	7
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	1	-
Class 1.5. 油、油脂	3	6
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	4	10
Class 1.7. 水産物	3	5
Class 1.8. その他（スパイス等）	-	2
Class 2.4. パン、菓子類	-	1
Class 3.6. ウール	1	-
総数	27	42

EU eAmbrosiaデータベースより、2019年12月31日時点登録済

2.7.2 GI監視スキーム

イギリスでは地理的表示に関して、中央政府である環境食糧農村地域省（Department of Environment, Food and Rural Affairs : DEFRA）がすべてのカテゴリのGI産品（農産物、ワイン、香味付けワイン、蒸留酒）の政策決定主体である。

中央政府

機関名	住所	連絡先
環境食糧農村地域省（Department of Environment, Food and Rural Affairs : DEFRA）	Noble House, 17 Smith Square London SW1P 3JR	Tel.(UK only) 03459 33 55 77 Tel. +44 20 7238 6951

EU IPO (2017)³²

GIの管理は、品目別に分かれている。農産物・食品については、中央政府のDEFRAが担当するとともに、地域レベルで執行され、スコットランドではスコットランド政府、ウェールズではウェールズ政府、北アイルランドは農業環境農村地域省（Department of Agriculture, Environment and Rural Affairs : DAERA）が申請登録を受け付ける。

登録されたGI名称の市場における監視は、各地方政府の取引基準サービス局（Trading Standards Service）が実施する。欧州委員会が公表している、農産物・食品に関するGI管理当局リスト³³には、イギリス当局として5つの機関が掲載されている。

GI名称の市場監視当局（EU規則 No.1151/2012第38条に基づく）

機関名	住所	連絡先
環境食料地方省（Department of Environment, Food and Rural Affairs : DEFRA）	17 Smith Square London SW1P 3JR	https://www.gov.uk/guidance/contact-defra
北アイルランド： 取引基準サービス局 （Trading Standards Service）	Department of Enterprise, Trade and Investment, 176 Newtownbreda Road, Belfast, BT8 6QS	tss@detini.gov.uk
ウェールズ： ウェールズ自治体協会、規制サービス政策課（Welsh Local Government Association, Regulatory Services Policy）	Welsh Local Government Association, Local Government House, Drake Walk, Cardiff CF10 4LG	simon.wilkinson@wlg a.gov.uk

³² EU IPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

³³ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

機関名	住所	連絡先
スコットランド: 食品基準局 (Food Standards Agency : FSA)	6th Floor, St Magnus House, 25 Guild Street, Aberdeen, AB11 6NJ	andrew.morrison@foodstandards.gsi.gov.uk
イングランド: 食品基準局 (Food Standards Agency : FSA)	Aviation House, 125 Kingsway, London WC2B 6NH	foodincidents@foodstandards.gsi.gov.uk

ワインは、食品基準局 (Food Standards Agency: FSA) が管理するとともに、歳入関税庁 (Her Majesty's Revenue and Customs : HMRC) も関係する。FSAは生産段階の監査及びGI名称の市場における監視も行う。

蒸留酒は、DEFRAが政策や法規制の決定主体であるが、生産段階の監査はHMRCが行う。

2.7.3 GI侵害の事例

イギリスの高級百貨店でGI侵害品が販売されていたことが大きく報道された例がある。

ハロッズ「トスカナ・オリーブオイル」事件

トスカナ・オリーブオイルは、イタリアのトスカナ地方で生産されるPDO。2014年、トスカナ・オリーブオイルのコンソーシアムがイギリスの高級百貨店ハロッズで、英国で瓶詰めされた「Tuscan Extra Virgin Olive Oil」が販売されていることを発見した。そこで、イタリア当局ICQRFを通じて、イギリス当局DEFRAに対応を求めた。

侵害発見の連絡をメールで受けたDEFRAは、取引基準局へ連絡し、同局員が現場に赴き、ハロッズに当該製品の撤去とラベルの修正を指示した。ハロッズはこれに従い、店頭とオンラインで販売していた問題の商品を撤去した。

イギリス政府のサイトによると、2014年2月13日にDEFRAからICQRFへ、侵害報告を受領したとのメールが送付されており、2月20日にはDEFRAから、ハロッズが問題のオリーブオイルを撤去したとのメールがICQRFへ送付されている。イギリス当局の動きは早く、侵害報告を受けてからわずか1週間で事態は解決されている。

(<https://www.gov.uk/government/publications/harrods-extra-virgin-olive-oil>)

2.7.4 対抗手段

日本のGIのイギリスにおける保護は、2019年2月に発効した日本とEUの経済連携協定（EPA）に基づくが、イギリスは2020年1月末にEUを離脱した。今後はEUのGI 制度に準拠した形でイギリスのGI制度を策定し、引き続きDEFRAが管理するとされている。日本のGIは、移行期間である2020年12月末まではEPAで保護されるものの、それ以降の保護の仕組みについては、調査時点では不明である。以下は、EU離脱前の情報に基づく。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

【行政ルート】

イギリスは、地域別に5つの当局が指定されている（44-45頁）。

【民間ルート】

行政ルートと並行して法律事務所に対応を依頼することも可能。法律事務所の選択は、インターネットで知的財産（特にGI、商標）を多く取り扱う弁護士を探したり、下記のような日本の組織に相談しても良い。

- 農林水産知的財産保護コンソーシアム（農林水産省海外知的財産保護・監視委託事業）：<http://mark-i.info/index.html>
- 弁護士知財ネット：<https://iplaw-net.com/>
- 日本弁理士会知的財産相談室：
https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/

連絡方法

上記の欧州委員会のリストに掲載されている窓口メールや電話で連絡する。侵害の通報は誰でも（非イギリス居住者、消費者含む）可能である。また、食品基準局のホームページから、フォームに記入して通報できる（次頁参照）

<https://www.food.gov.uk/contact/consumers/report-problem>

保護のしくみ

【行政ルート】

先行事例によると（ロンドンの場合）当局（DEFRA）にメールで対応を求めると取引基準局へ照会され、取引基準局の職員が現場での事実確認や必要な改善を要求する。その結果は取引基準局からDEFRAを通じて通報者に報告される。行政には侵害品の押収、刑事訴訟を開始する権利がある。

【民間ルート】

法律事務所が事実確認の上、GI名称の利用を改めるよう警告状を送付。改善されない場合は依頼者と相談の上、諸事情を判断して訴訟等の対応を決定する。

The screenshot shows the Food Standards Agency website with a teal header and navigation menu. The main content area has a teal background with food-related icons. The 'Contact us' section is prominent, with options for consumers and businesses. The 'Report a food crime' form is the central focus, showing Step 2 of 7. It includes a text area for the crime description and a field for the address where it occurred. Navigation buttons for 'Previous' and 'Continue' are at the bottom.

Food Standards Agency

Contact Food hygiene ratings

Search...

NEWS AND ALERTS FOOD SAFETY AND HYGIENE BUSINESS GUIDANCE ABOUT US

Home / Contact / For consumers / Report a food problem / Suspected dishonesty or food crime

Contact us

Report a food problem, give us feedback or find our contact details.

For consumers **For businesses**

Report a food problem Give us feedback Find contact details

Report a food crime

Step 2 of 7

What is the food crime or wrong doing you are reporting?

Where is this happening? ⓘ

Provide the full address of where the wrong doing is taking place, include postcodes if you can

← Previous Continue

オンライン通報用のページ（食品基準局）
<https://www.food.gov.uk/contactconsumersreport-problem/report-a-food-crime?page=overview>

2.7.5 関連法令

イギリスでは、ワインや酒類のGIは法で規定するものの、農産物・食品のGIはガイダンスとしてまとめている。調査時点におけるガイダンスを含むGI関連法令は以下の通りであるが、EU離脱に伴い、新たなGI制度を策定する予定である。

なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁レポート³⁴に基づいている。

GI 根拠法令（ガイダンスを含む）

- Protected food names: guidance for producers 2014, DEFRA
- The Food and Drink, Veterinary Medicines and Residues (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019: ※EU 離脱に関する修正法案で、以下の Wine Regulations や Spirit Drinks Regulations の改正を含む。

行政取り締まり/民事/刑事手続き

- Food safety Act 1990（食品安全法 1990）
- Wine Regulations 2011（ワイン規則 2011）
- Spirit Drinks Regulations 2008（蒸留酒規則 2008）
- Fraud Act 2006（詐欺法 2006）
- Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008（不公正取引からの消費者保護に関する規則 2008）
- Trade mark Act 1994（商標法 1994）

GI侵害の民事手続きについては、GIが商標として登録されている場合は Trade Marks Act 1994に基づく商標侵害が事由となり、登録されていない場合は、コモン・ロー（特定法ではなく判例による法体系）に基づくPassing Off（詐称運用）が事由となる³⁵。

³⁴ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states及びAnnex, Guide for public authorities and economic operators.

³⁵ 法律事務所 Hoffman Eitle社による。

2.8 オランダ

2.8.1 概要³⁶

人口は1,704万人（2017年）、面積は九州とほぼ同じである。ライン川下流の低湿地帯に位置し、国土の4分の1が海面より低い干拓地である。農産物輸出額はアメリカに次ぐ世界第2位だが、輸出の4分の3は、無関税かつ検疫上の制約が少ない、隣接するEU加盟国への輸出が占めている。また、ライン川河口のロッテルダム港を通じた世界各地への海上輸送が発展しており、加工貿易や中継貿易が盛んである。



限られた農地を有効活用するため、高収量品種の育種や多収技術の開発、農作業の機械化、資材規格の統一による生産コストの削減に努めている。資本・労働集約型の施設園芸や、酪農・畜産による高収益作物の生産への特化が進んでいる。IT技術の導入で知られ、トマトの栽培では世界最高水準の高収量生産を実現している。主要農産物は、チューリップに代表される花き類、ばれいしょ、玉ねぎ、トマト、キュウリ、パプリカ、生乳、豚肉等である。

1 経営体当たりの平均経営面積は32.6ha（2017年）と小規模に見えるが、10ha以上の農業用温室も一般的になってきており、経営体の淘汰とともに大規模化が進行している。国内総生産に占める農林水産業の比率は1.6%（日本は1.1%）である。

農林水産業の地位（2016年） 単位：億USドル、%

	オランダ		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	7,772	100.0	43,362	100.0
うち農林水産業	128	1.6	530	1.1

資料：国連統計

日本との貿易では、オランダから日本への輸入額全体のうち農林水産物は3割を占めており、強い存在感を示している。日本の輸出上位品目はアルコール飲料、ホタテ貝、魚油、種であり、オランダからの輸入上位品目は豚肉、ナチュラルチーズ、ペットフード、球根である。

³⁶ オランダの農林水産業概況、農林水産省2018

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-65.pdf

農林水産省貿易概況（2017年） 単位：百万US ドル

	輸出 (日本→オランダ)	輸入 (オランダ→日本)	日本の 収支
総額	12,442	2,396	10,046
農林水産物	120	739	▲620
農林水産物のシェア	1.0	30.9	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位5品目（2017年）

輸出：日本→オランダ（単位：百万USドル%） 輸入：オランダ→日本（単位：百万USドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
アルコール飲料	21	17.5	豚肉	119	16.1
ホタテ貝	14	11.4	ナチュラルチーズ	97	13.1
魚油	9	7.1	ペットフード	57	7.8
播種用の種等	5	3.8	球根	43	5.8
牛肉	4	3.7	ココア粉（無糖）	30	4.0
総額	120	100.0	総額	739	100.0

資料：財務省貿易統計

オランダの農産物・食品のGI取得状況は、PDO 6件（2019年12月31日時点、登録済み）、PGI 5件、合計11件となっており、EUで第16位である。品目別をみると、チーズと果物・野菜・穀類の2品目のみである。エダムやゴーダなどの有名なチーズのほか、じゃがいもでGIを登録している。

品目別GI登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.3. チーズ	4	3
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	2	2
総数	6	5

EU eAmbrosiaデータベース、2019年12月31日時点登録済

2.8.2 GI監視スキーム

オランダでは地理的表示に関して、中央政府である経済省（Ministerie van Economische : EZ ※農業も所掌）が政策決定主体である。フードチェーンにおけるラベル表示や詐欺、食品の安全性を扱う場合には、保健、福祉・スポーツ省と協働する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
経済省（Ministerie van Economische : EZ）	Bezuidenhoutseweg 73 2549 AC The Hague	Tel. +31 703798911/ +31 0774656767 https://www.government.nl/ministries/ministry-of-economic-affairs
保健・福祉・スポーツ省（Ministerie van Volksgezondheid, Welzijn, en Sport: VWS）	Pamassusplein 5 2511VX The Hague	Tel. + 31 0703407911 Fax. +31 0703407834 https://www.government.nl/ministries/ministry-of-health-welfare-and-sport

EUIPO (2017)³⁷

GIの管理は品目別に分かれており、欧州委員会が公表している農産物・食品に関するGI管理当局リスト³⁸には、オランダ当局として3つの機関が掲載されている。

オランダ食品消費者製品安全管理局（Nederlandse Voedsel en Warenautoriteit : NVWA）は経済省の独立局であり、乳製品・果物・野菜・じゃがいもを除く農産物・食品、ワイン、酒類を担当する。

乳製品管理局（Centreal Orgaan for Kwaliteitsaangelegenheden : COKZ）は、NVWAの監督下にある独立行政機関であり、乳製品の安全性と品質保証を管理し、GI産品規格の準拠の検証も行う。

品質管理局（Kwaliteits-Controle-Bureau : KCB）は、経済省の監督下にある独立行政機関であり、果物、野菜、じゃがいもの管理を担当する。

³⁷ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

³⁸ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

GI名称の市場監視当局（EU規則 No.1151/2012第38条に基づく）

機関名	住所	連絡先
オランダ食品消費者製品安全管理局 （Nederlandse Voedsel en Warenautoriteit : NVWA）	Catharijnesingel 59 3511 GG Utrecht	Tel.. +31 88223333 Fax. +31 88223334 Email: info@nvwa.nl https://www.nvwa.nl/organisatie/adressen/utrecht
乳製品管理局（Centreal Orgaan for Kwaliteitsaangelegenheden : COKZ）	Kastanjelaan 7 3833 AN Leusden	Tel. +31 0334965696 Fax. +31 0334969666 http://www.cokz.nl/SitePages/Contact.aspx
品質管理局（Kwaliteits- Controle-Bureau : KCB） Association, Regulatory Services Policy）	Louis Pasteurilaan 6 2719 EE Soetemeer	Tel. + 31 0883088200 Fax. + 31 0883088201 Email: kcb@kcb.nl http://kcb.nl/over/kantoren/hoofdkantoor

2.8.3 GI侵害の事例

オランダの「バイエルン・ビール」

ドイツのバイエルン醸造連合（Bayerischer Brauerbund）は1917年創立の生産者団体。1968年より共同商標「Bayrisch Bier」「Bayerisches Bier」を使用し、2001年にはEUのPGIとして登録した。一方、オランダのBAVARIA N.V.社は1925年創立の醸造企業。「Bavaria」というビールを商標登録して販売していた。

2004年、バイエルン醸造連合は、オランダ企業によるBavariaという名称の使用の差し止めをイタリアのトリノ地区裁判所に求めた。裁判所は醸造連合の訴えを認めたが、BAVARIA N.V.社は控訴。そこでトリノ控訴審は、欧州司法裁判所に既存商標とGIの関系の判断を付託し、2009年、欧州司法裁判所は、オランダ企業の商標「Bavaria」はドイツの生産者団体によるGI登録に先行するため、2つの名称の共存は有効とした。

一方、ドイツでは、2013年にドイツ連邦裁判所がオランダ企業の「Bavaria」ビールのドイツ国内での販売を禁止した。ドイツでは1516年に制定された「ビール純度規定（Reinheitsegbot）」を満たすビールのみが「Bayerisches Bier」を名乗ることができると判断された。

バイエルン・ビールの名称を巡るオランダ企業とドイツの生産者団体との長年の争いは、2013年のドイツ連邦裁判所の決定で収束したと伝えられている。オランダ企業の「Bavaria」ビールは、ドイツ国内での販売が停止されたが、世界の120カ国で販売を続けている。

(http://europa.eu/rapid/press-release_CJE-09-58_en.htm)

(<https://www.hna.de/welt/bgh-urteil-hollaendisches-bier-darf-deutschland-nicht-bavaria-heissen-zr-3227016.html>)

2.8.4 対抗手段

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

【行政ルート】

オランダは、品目により3つの当局が指定されている（52頁）。

【民間ルート】

行政ルートが捗々しくない場合には、民間の法律事務所に対応を依頼する。法律事務所の選択は、インターネットで知的財産（特にGI、商標）を多く取り扱う弁護士を探したり、下記のような日本の組織に相談しても良い。

- 農林水産知的財産保護コンソーシアム（農林水産省海外知的財産保護・監視委託事業）：<http://mark-i.info/index.html>
- 弁護士知財ネット：<https://iplaw-net.com/>
- 日本弁理士会知的財産相談室：
https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/

連絡方法

GI侵害が疑われる場合、該当する品目を管轄する当局の窓口にもメール、電話等で連絡する。

保護のしくみ

【行政ルート】

管理当局は、違反者に対して戒告、罰金、行政措置の違反者負担による広告等の措置を講じることができる。

【民間ルート】

法律事務所が事実確認の上、GI名称の利用を改めるよう警告状を送付。改善されない場合は依頼者と相談の上、諸事情を判断して訴訟等の対応を決定する。

2.8.5 関連法令

オランダのGI関連法令は以下の通りである。なお法令の名称は、欧州知的財産庁レポート³⁹に基づいている。

GI根拠法令

- The Agricultural Quality Act（農業品質法）
- The Agricultural Quality Decision（農業品質に関する決議）
- Regulation of the Ministry of Economy containing rules on the marketing of wine and olive oil（ワイン及びオリーブオイル販売の規則を定めた経済省規則）
- The implementing decree on products of animal origin of 2 November 2012（2012年11月2日動物由来製品に関する施行令）
- The regulation on products of animal origin（動物由来製品規則）

行政の取り締まり

- The Disciplinary regulation on the agricultural quality act of 12 July 1979

民事手続き

- Trademark legislation（Benelux Convention on Intellectual Property 等）
（商標法（ベネルクス知的財産条約等））
- The National Unfair Competition legislation（不正競争法）
- Dutch Trade Name Act（商号法）

刑事手続き

- Dutch Criminal Code（刑法）

³⁹ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states及びAnnex, Guide for public authorities and economic operators.